

1 米国

(1) 援助政策等

(イ) 対外援助の急増と対外援助改革

2001年の共和党ブッシュ政権誕生以降、米国の対外援助政策は大きく変貌し、2000年に約99.5億ドルであった政府開発援助実績は、2005年には約279.4億ドルに達し、3倍近くに増加した(2007年速報値は217.5億ドル)。特に、同時多発テロの結果、貧困がテロの温床であるとの問題意識が高まり、安全保障、民主主義の拡大等の課題と開発援助の関係が重視されるようになった。

(ロ) 開発援助に関するイニシアティブ等

(a) ミレニアム挑戦会計(MCA)

「公正な統治」、「国民への投資」、「経済的自由の促進」の3つの政策分野における指標(2008年8月現在計17指標)に関する被援助国のパフォーマンスに基づきミレニアム挑戦公社(MCC)理事会が敷居国・適格国を決定し、支援を供与する。開発途上国側の改革努力を促しつつ、good performerに対して支援を与えるとの基本的な考え方に基づいている。また、適格国に選定された被援助国が自らプロポーザルを作成・提出し、MCCとの間でコンパクトを締結してMCAの支援を受ける仕組みであり、適格国のオーナーシップを重視するイニシアティブである。MCCと米国国際開発庁(USAID)は密接に協力しつつ、USAIDは特に敷居国プログラム(もう少しでMCA適格国になりうる国がMCA適格国となるよう支援するプログラム)において中心的役割を担うこととされている。

2005年4月のマダガスカルとの最初のコンパクトを皮切りに、2008年8月までに計18か国(ホンジュラス、カーボベルデ、ニカラグア、グルジア、アルメニア、ベナン、バヌアツ、ガーナ、マリ、エルサ

ルバドル、レソト、モザンビーク、モロッコ、モンゴル、タンザニア、ブルキナファソ、ナミビア)とコンパクトを締結した。

(b) 大統領エイズ救済緊急計画(PEPFAR)

2003年1月、ブッシュ大統領のエイズ救済緊急計画発表を受けて、同年5月に、「エイズ・結核・マラリアに対する米国リーダーシップ法」が成立し、5年間(2004~2008年)で150億ドルのエイズ対策の支出が可能となるとともに、資金配分や関係省庁間の調整等を行うグローバル・エイズ調整官が国務省内におかれた。2004年度の開始以降、一貫して、超党派の支持を受け、政府要求よりも多い予算が議会において承認されており、当初予定を上回るペースでの拠出が進んだ。このイニシアティブでは、重点15か国^(注)を中心に、5年間で200万人のHIV/エイズ患者への治療支援、700万人を対象とした感染予防、孤児を含む1,000万人の感染者への治療支援を達成することを目標としている。

2008年7月には、向こう5年間(2009~2013年)に480億ドルを上限に拠出することを容認する新授權法が成立した。

(ハ) 主な援助動向

(a) イラク復興支援およびアフガニスタン復興支援において、国際社会における主導的な役割を果たしてきており、テロとの闘い、民主化支援等の観点より、両国を中心とした中東地域向け支援額は極めて大きい。イラクに関しては、イラク救済復興基金(IRRF:約209億ドル)による電力、石油、水、保健、教育、治安、運輸・通信等の分野での大規模復興事業は2008年6月末までに93%の資金が支出済み。経済支援基金(ESF)による制度改革、イラク政府人材

注：ボツワナ、コートジボアール、エチオピア、ケニア、モザンビーク、ナミビア、ナイジェリア、ルワンダ、南アフリカ、タンザニア、ウガンダ、ザンビア、ガイアナ、ハイチ、ベトナム。

育成、技術支援、およびPRT等による地方支援を継続している。アフガニスタンに関しては治安分野改革における国軍再建プログラムを主導し、また同国全土に展開する26のPRTのうち米国は12を展開している。2008年6月のパリ支援国会合では、102億ドルの支援をプレッジし、2001年以降2006年までの同国向け支援実績額は207億ドルに達している。食料支援を含む人道支援、復興支援、2009年10年の選挙実施に向けた支援等を実施。

(b) 対アフリカ向け支援については、2005年6月、ブッシュ大統領は、対サブ・サハラ・アフリカ開発援助額が2004年に対2000年比3倍増となり、2010年までにさらに倍増する旨表明。その後、2005年に42億ドル、2006年には56億ドルと着実に増額させている。HIV/エイズ、マライア、NTDsを中心とする保健分野向け援助が大きく、増加が著しいほか、教育分野(アフリカ教育イニシアティブ: AEI)、民間セクター強化への支援(投資・金融分野)を重点としている。

(c) 2007年度国務省・USAID合同報告書(Joint Highlights of Performance, Budget and Fiscal Information FY2007)では、USAIDの2007年度の対外援助活動の代表的成果として以下の諸点を上げている。①17年間にわたる、ブルガリアの民主・市場主義経済国への移行支援の完結、②大統領マラリアイニシアティブ(PMI)の下で重点15か国で2,230万人の罹患を予防。③アフガンの幼児死亡率の22%低下に重要な貢献。670か所のクリニック建設により、88,000名/年を救命。④大統領アフリカ教育イニシアティブ(AEI)でサブ・サハラ20か国で11,000名以上の教育関係者の技能向上。39か国で女兒約10万人が奨学金を受け、550万の教科書・教材を供与、⑤効果的民主制強化のため全世界で司法関係者10万名を訓練。⑥開発信用保証機能(DCA)を通じて68,282の中小規模事業の計5.89億ドルの民間投資を支援、⑦世界56か国76件の自然災害・紛争に際し4.1億ドルの非食料援助を供与。PL480 Title IIを通じて14億ドルの食料援助を供与。ダルフールではWFP

のアピールの50%、全ドナー拠出の67%以上を供与し同地域の飢餓回避に主要な役割を果たした。

(二) 日米援助協調

日米間では、従来より日米保健パートナーシップ、日米水協力、アフガニスタンにおける幹線道路の建設等、分野別政策、プロジェクトレベルで様々な協力が行われており、2008年3月には日米保健パートナーシップの会合を行った。2005年3月、ライス国務長官が訪日した際、日米両国は「戦略的開発協調」を立ち上げに合意した。また、2008年7月の日米首脳会談に際し「アフリカにおける保健および食料安全保障上の課題に関する日米協力」について合意した。

人道問題への対応についても、2004年12月に、局長級の人道問題に関する日米パートナーシップ定期会合の第1回会合、2005年6月に第2回会合、2006年6月に第3回会合を開催し、人道問題分野における両国の関心国や対応策に関し意見交換を行い、協力関係を強化してきている。

(2) 実施体制

米国の対外援助に関わる政府機関は50を超えると言われるが、政府開発援助の90%以上を占める二国間援助において中心的な役割を担うのがUSAIDである。2006年1月に開始された対外援助改革の中で、USAID長官が国務省対外援助部長を兼務する実行が続いており、USAIDと国務省との政策的連携の強化が指向されている。2004年度より、こうした既存組織に加えMCCが発足したが、国務長官が議長を務めるMCC理事会(他に財務長官、USTR代表、USAID長官等が参加)において、様々な政策的考慮を反映する仕組みとなっている。USAIDは援助プログラムの実施を専門省庁に委託することもある他、総じて、国・課題ごとに、国務省、USAIDその他関係省庁の関係部局が協議・連携する体制となっている。国際機関を通じた援助のうち、世界銀行や地域開発銀行等の国際開発金融機関については財務省が管轄し、国連専門機関については国務省が管轄している。

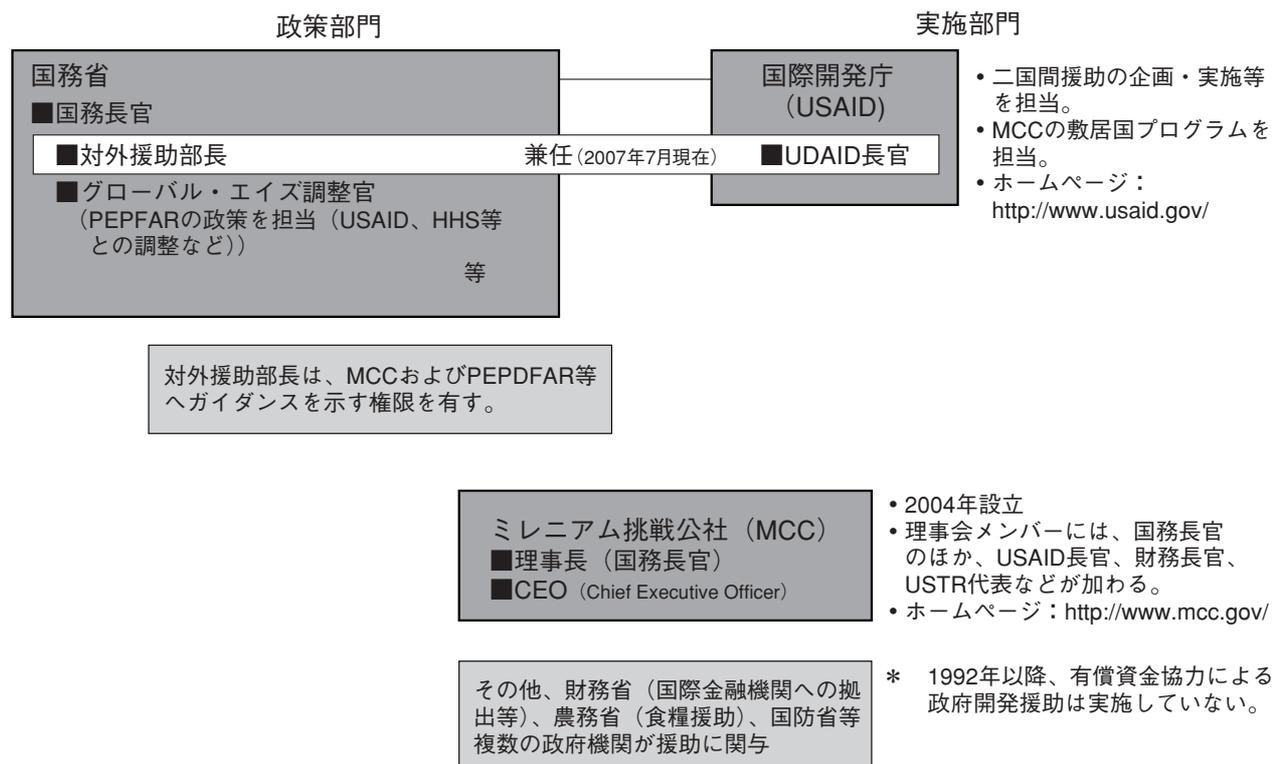
USAIDは、海外事務所にも多くのスタッフを置き、援助案件実施の管理を現地事務所に委ねている。

2008年9月末現在のUSAIDの職員総数は2,551人(直接雇用のみ)であり、内訳は、ワシントンDCの本部に1,643人、海外事務所に908人となっている。

また、従来より、PVO(Private Voluntary

Organization)を重要パートナーと位置づけ積極活用している。

援助実施体制図

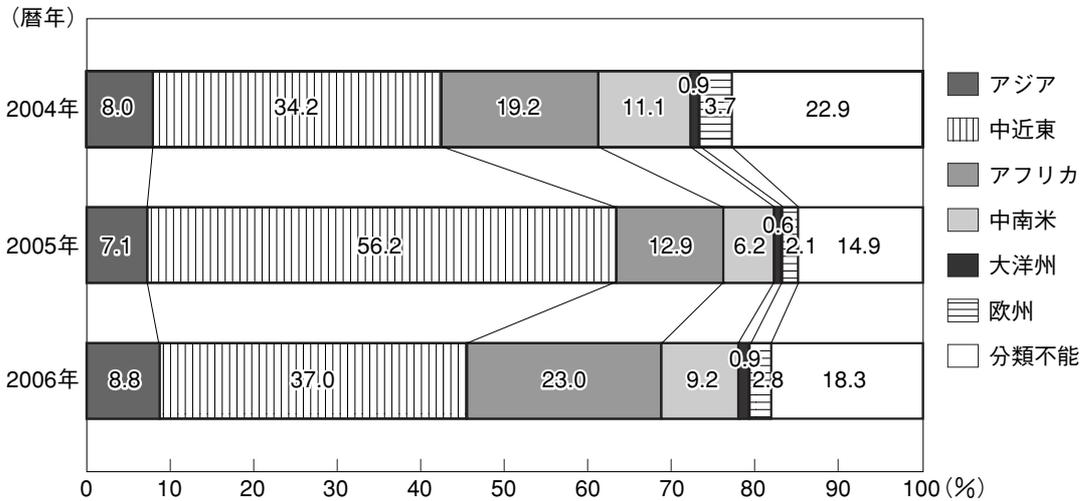


(1) 政府開発上位10か国

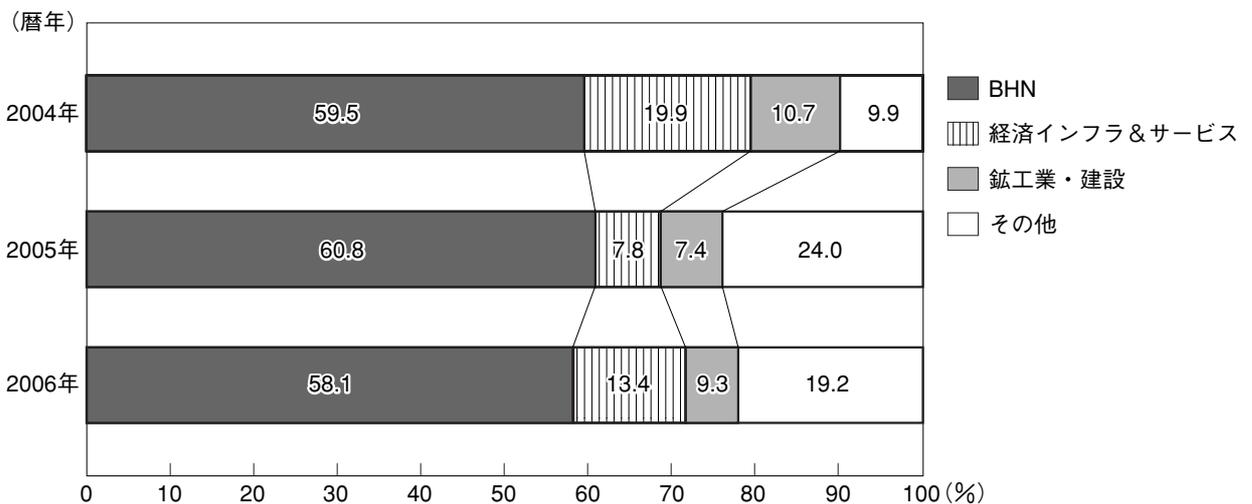
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国名	2004年		順位	国名	2005年		順位	国名	2006年	
		援助計	シェア			援助計	シェア			援助計	シェア
1	イラク	3,021.99	18.60	1	イラク	11,227.79	43.89	1	イラク	4,781.82	22.60
2	アフガニスタン	778.29	4.79	2	アフガニスタン	1,318.30	5.15	2	アフガニスタン	1,403.71	6.63
3	エジプト	704.47	4.34	3	スーダン	759.04	2.97	3	コンゴ民主共和国	838.47	3.96
4	エチオピア	402.30	2.48	4	エチオピア	608.61	2.38	4	ナイジェリア	787.24	3.72
5	スーダン	377.61	2.32	5	コロンビア	448.94	1.75	5	スーダン	738.78	3.49
6	コロンビア	375.56	2.31	6	エジプト	401.76	1.57	6	コロンビア	719.75	3.40
7	ヨルダン	373.97	2.30	7	ヨルダン	353.33	1.38	7	パキスタン	477.72	2.26
8	パレスチナ自治地域	273.86	1.69	8	パキスタン	323.07	1.26	8	ヨルダン	329.50	1.56
9	ウガンダ	207.71	1.28	9	ウガンダ	228.82	0.89	9	エチオピア	315.78	1.49
10	コンゴ民主共和国	189.63	1.17	10	セルビア	185.71	0.73	10	ザンビア	309.91	1.46
10位の合計		6,705.39	41.27	10位の合計		15,855.37	61.98	10位の合計		10,702.68	50.57
二国間援助合計		16,249.50	100.00	二国間援助合計		25,582.04	100.00	二国間援助合計		21,162.12	100.00

(2) 地域別割合の推移(外務省分類)



(3) 分野別割合の推移



2 英国

(1) 援助政策等

(イ) 基本政策

英国は、開発途上国における貧困削減を援助の最終目標として掲げ、このために貿易、投資、債務、農業、環境等関連部分を統合した総合的見地からの開発途上国の開発支援を目指し、各省庁と財務省の間で取り決められた2005/2006年度からの3年間における政策目標を提示した公共サービス協約(PSA: Public Service Agreement)において、国際開発省(DFID: Department for International Development)はMDGsの達成を中心に、以下の重点目標を挙げている。

- (a) サブ・サハラ・アフリカにおけるMDGsに向けた進展(貧困削減、初等教育の普及、幼児死亡率の削減、安全な出産の普及、HIV/エイズ妊婦の削減、効果的な援助とアフリカ開発への国際的な政策を確保するためのパートナーシップの向上等)
- (b) アジアにおけるMDGsに向けた進展(貧困削減、初等教育の普及、幼児死亡率の削減、安全な出産の普及、HIV/エイズ感染および結核対策等)
- (c) 国際システムの効率化(欧州委員会の低所得国向けの政府開発援助の割合増加、重債務貧困国に対する国際的な協力、MDGsに向けた国際的な協力、国連機関と人道支援システムの効率化等)
- (d) EUおよび世界の貿易障壁の削減
- (e) 紛争防止および紛争後復興支援の強化(外務省および国防省との共同目標)
- (f) 二国間援助の低所得国に対する重点的な供与(少なくとも90%以上)

(ロ) 2005年7月、G8グレンイーグルズ・サミットにおいて議長国としてアフリカを議題にとりあげ、関係諸国による対アフリカ援助額倍増(2010年目標)、ナイジェリアおよび重債務貧困国に対する債務免除のほか、保健・教育・経済成長・平和と安定を含む幅広い支援策の合意を実現した。以降、この

G8サミットでの約束事項のフォローアップに積極的であり、他国および国際機関に働きかけるほか、英国自身も教育関連長期支援策(10年間)として85億ポンドの拠出決定、国連腐敗防止条約調印、革新的資金メカニズムの開発(国際金融ファシリティ)、アフリカにおける平和維持軍の訓練等を率先して行う等、ドナー国として主導的な役割を果たしてきている。

(ハ) さらに、2006年7月、DFIDはこのG8サミットでの約束事項の実行に向けた政府開発援助政策方針を示した国際開発白書(A White Paper on International Development)を公表し、以下の4項目を向こう5年間の国際開発分野における重点課題と位置付けた。

- (a) グッド・ガバナンスを援助政策の最重点課題とすること。
- (b) サブ・サハラ・アフリカ、南アジア、脆弱国家に対して開発支援を集中すること。
- (c) 気候変動が開発にもたらす脅威に早急に対応すること。
- (d) 21世紀にふさわしい国際システムの構築に向け国際社会と協働すること。

(ニ) 2007年3月には上記白書で示された方針も踏まえ、環境・気候変動分野での開発途上国支援向けに8億ポンドの「環境変革基金」を立ち上げる旨公表する等、同分野においても主導的な役割を果たす姿勢を鮮明にしている。

(ホ) 2008年はブラウン首相のイニシアティブでMDGsの進捗および達成に向けた取組について議論することを目的に9月28日ニューヨークにおいてMDGsハイレベル会合を開催した。

●援助規模

2007年の政府開発援助実績は対前年比29.6%減の98.5億ドル(DAC確定値)となり、政府開発援助実績支出純額ベースで前年の世界第2位から世界第4位の援助国に後退した。政府開発援助実績の減少は債務救済の減少が主な要因である。しかしながら、DFIDの全体総予算額は今後3年間で年率平均11%の伸びで増額され、2010/2011年度に

は約91億ポンドとする計画である。英国政府による2007/2008年度の援助予算は60.42億ポンド。そのうちDFID予算は52.15億ポンド(86%)、その他8.27億ポンド(14%)。なお、2007年のGNI比は0.36%(DAC暫定値)と前年の0.51%から後退したが、現計画ではMDGs目標年の2015年を待つことなく2013年までにGNI比0.7%を達成する予定である。

●重点地域

2007/2008年度の被援助国127か国のうち、上位10か国はインド、エチオピア、スーダン、バングラデシュ、タンザニア、アフガニスタン、ガーナ、パキスタン、ナイジェリア、コンゴの順。対中援助は2011年で終了予定。地域別ではアフリカ47%、アジア3%、欧州3%、地域別分別不能19.2%、バイマルチの内訳はバイ57%、マルチ38%となっている。なお、援助は原則として無償であり、2001年4月から、二国間援助は100%アンタイドとなっている。また、二国間援助においては、個別のプロジェクトだけでなく開発途上国政府による貧困削減政策のための一般財政支援に力を入れており、2006/2007年度にはこれらがDFID援助額全体の約19.2%(二国間援助に占める割合では36.8%)を占めている。

(へ) DFIDでは、水・衛生政策を立ち上げ、今後5年間でアフリカの水・衛生問題に10億ポンドを供与するとともに、今後3年間でアジアおよびアフリカの水資源管理改善のために別途3,000万ポンドを供与することを発表している。

(ト) なお、近年、日本との援助協調に積極的であり、2003年10月にはベトナムにおいてアジア地域援助効果ワークショップを日本・ベトナムとともに主催したほか、2004年12月にはバングラデシュ、2005年5月にはタンザニアを外務省(日本)およびDFID(英国)の幹部が共同で訪問する等、相互協力の進展が具現化されている。2006年10月にも、フィリピンにおいて援助効果向上に係るアジア地域フォーラムを日本、英国、アジア開発銀行、世界銀行で共催した。

(チ) 2007年1月の安倍総理大臣訪英に際し行われた日英首脳会談後に発表された日英共同声明では、日英で協力していく4分野の1つとして国際開発が掲げられ、また、2007年5月のベケット英国外務・連邦相訪日に際し行われた日英外相会談

においても、国際開発問題についての政策協議や現地レベルでの協力を進めるとともに、TICAD IVに向けてアフリカ開発につき協力関係を強化していくこと、また2007年9月にもDFIDとの職員相互派遣を実施することで一致する等、国際開発分野における日英協力は一層深化・進展してきている。

(2) 実施体制

●DFID

英国の政府開発援助は、援助政策の立案から実施まで、閣内大臣を有するDFIDの責任の下に一元的に行われ、他の関係省庁との連携にも力を入れている。なお、DFIDは、過去3年間でスタッフを10%削減した。今年3年目で行政経費の予算に占める割合を5%から更に引き下げる予定。DFIDの職員はピーク時で3,000人。現在2,400人。内訳はロンドンのDFID本部に700人、スコットランド事務所に500人。海外45か国の事務所に1,200人(うち800人は現地職員)。

なお、DFIDは2008年12月ロンドン大学LSEおよびオックスフォード大学と協力して国際成長センター(IGC)を設立、DFIDはMDGsに加えて、経済成長に焦点を当てた取組を目的としている。

●関連組織

- CDCグループ(旧英連邦開発公社): 開発途上国の民間部門に対するローン、株式投資の形態による支援を担当
- ブリティッシュ・カウンシル: 人材育成分野での援助
- クラウン・エージェンツ: 開発途上国の公的部門に対するコンサルティングサービスや援助の資材・サービスの調達等を実施
- 輸出信用保証局(ECGD: Exports Guarantee Department): 開発途上国向け英国輸出企業に対する輸出保証・保険業務等

●NGO

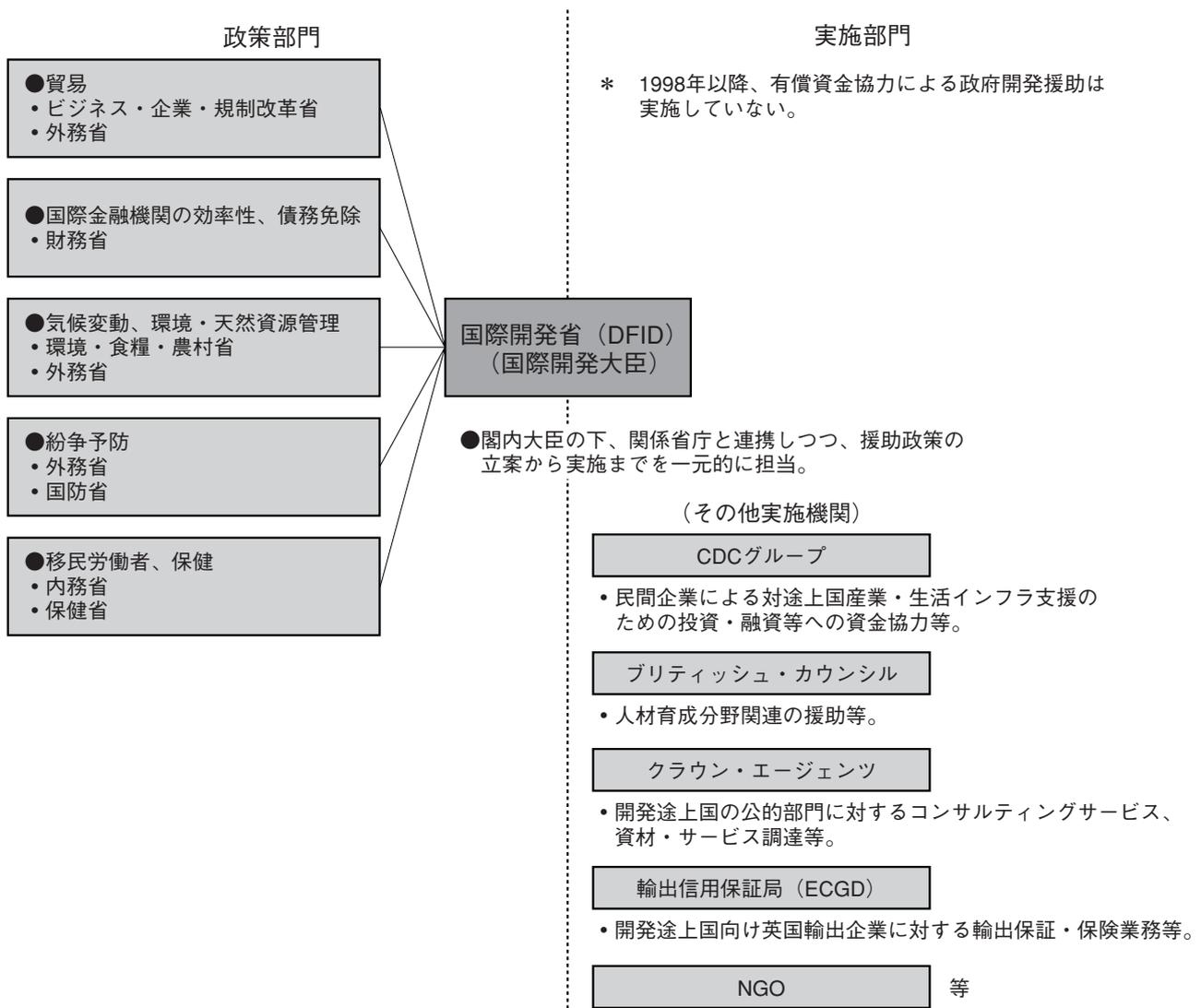
英国政府は26件のパートナーシップ・プログラム協定(PPAs)を主要な国際NGOと締結し、災害援助、ボランティア派遣等の面で積極的に協働しており、2006/2007年度においては、以下のような274百万ポンド以上の援助をNGOやシビル・ソサエティー経由

で行う等、重要な援助の経路と位置付けている。

- (1) 英国NGOに対する緊急人道支援向け支出：85百万ポンド
- (2) NGOとのパートナーシップ・プログラム協定 (PPAs)に基づく支出：89百万ポンド
- (3) DFID国別プログラムを通じた支出：86百万ポンド

- (4) シビル・ソサエティー・チャレンジ基金を通じた支出：13百万ポンド：また、英国内の中小のNGOを支援するためのシビル・ソサエティー・チャレンジ基金(CSCF)を有している。

援助実施体制図

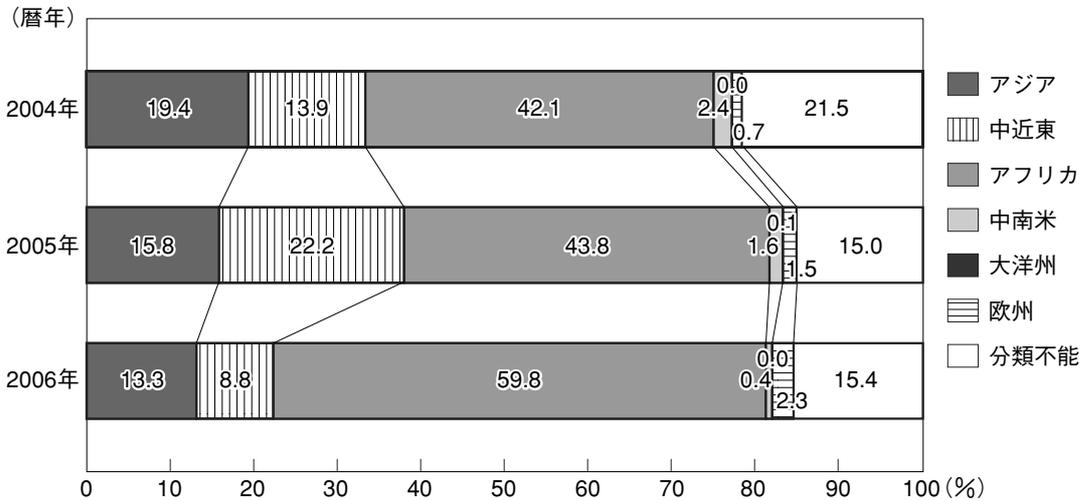


(1) 政府開発上位10か国

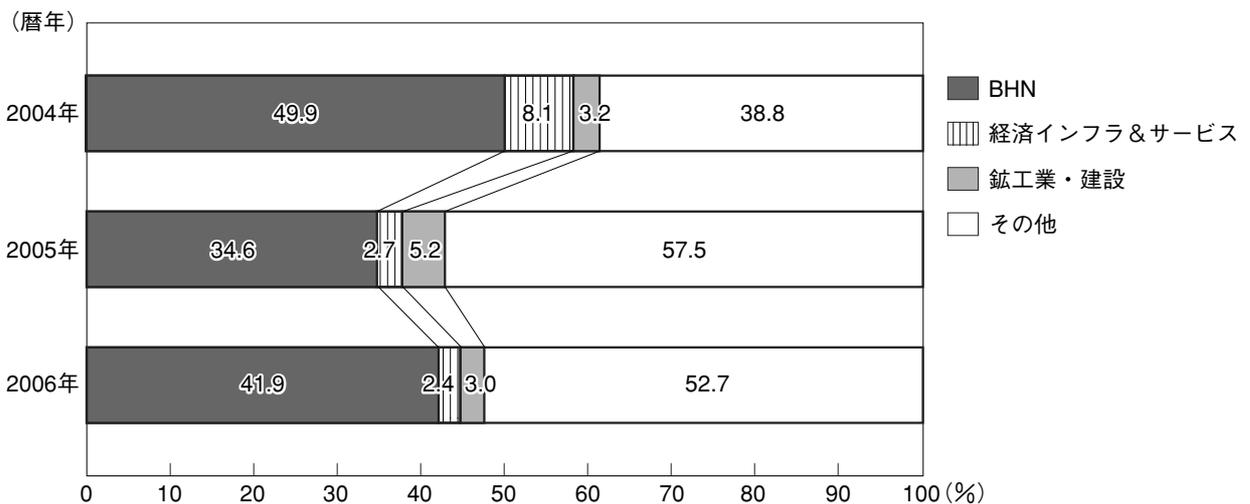
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国名	2004年		順位	国名	2005年		順位	国名	2006年	
		援助計	シェア			援助計	シェア			援助計	シェア
1	インド	370.15	6.90	1	ナイジェリア	2,200.89	26.94	1	ナイジェリア	3,185.74	36.54
2	コンゴ民主共和国	300.97	5.61	2	イラク	1,317.52	16.13	2	インド	349.30	4.01
3	ザンビア	282.55	5.27	3	インド	579.24	7.09	3	アフガニスタン	246.49	2.83
4	ガーナ	280.03	5.22	4	タンザニア	220.35	2.70	4	タンザニア	218.86	2.51
5	イラク	275.10	5.13	5	アフガニスタン	219.92	2.69	5	スーダン	215.55	2.47
6	バングラデシュ	252.72	4.71	6	バングラデシュ	203.27	2.49	6	ウガンダ	214.41	2.46
7	アフガニスタン	224.01	4.18	7	スーダン	196.46	2.41	7	パキスタン	203.17	2.33
8	タンザニア	215.63	4.02	8	ザンビア	165.73	2.03	8	イラク	203.00	2.33
9	エチオピア	147.13	2.74	9	ガーナ	119.74	1.47	9	セルビア	180.49	2.07
10	ナイジェリア	126.09	2.35	10	マラウイ	101.96	1.25	10	マラウイ	170.94	1.96
10位の合計		2,474.38	46.16	10位の合計		5,325.08	65.19	10位の合計		5,187.95	59.51
二国間援助合計		5,360.76	100.00	二国間援助合計		8,168.46	100.00	二国間援助合計		8,717.58	100.00

(2) 地域別割合の推移(外務省分類)



(3) 分野別割合の推移



3 フランス

(1) 援助政策等

フランスの2007年の政府開発援助総額は98億8,400万ドルであり、前年の106億59万ドルより減少し、対GNI比は0.38%に低下した(前年は0.47%)。政府は従来、2007年に政府開発援助の対GNI比0.5%を、2012年に0.7%を達成する目標を掲げていたが、0.7%達成目標を2015年に修正している。また、近年、EUを初めとする多国間援助に力を入れており、政府開発援助総額の約37% (2006年は約25%)を国際機関への拠出にあてている。なお、2007年総額の低下は、主に開発途上国への債務放棄の減少によるものと発表されている。

地域別に見ると、伝統的にアフリカへの援助に力を入れており、2005年の二国間政府開発援助の54%はサブ・サハラ・アフリカに向けられている。なお、サブ・サハラ・アフリカ以外では、中東・北アフリカ(20.7%)の占める割合が大きい。また、援助政策において「優先連帯地域」に指定されている54か国のうち、44か国がアフリカの国である。近年では、移民対策の観点から、移民送り出し国および中継国の開発を通じて移民の流入を制御する、「共同開発(codeveloppement)」を提唱している。

フランスの政府開発援助政策は、経済成長を促進するため、現地の民間部門、とりわけ中小企業への投資の必要性を重視しており、2008~2015年に対アフリカ二国間援助の倍増を計画している。具体的には2億5千万ユーロの基金を創設し、それにより10億ユーロのベンチャーキャピタルの調達を可能とし、アフリカ大陸全体で10万人の雇用創出を目指している。また、AFDグループの業務も倍増し、今後5年間で20億ユーロが投入される予定。

セクター別では、現在の優先分野は(イ)教育、(ロ)水・衛生、(ハ)保健・エイズ対策、(ニ)サブ・サハラ・アフリカにおけるインフラ整備、(ホ)農業・食糧安全保障、(ヘ)環境保全、(ト)生産セクター、(チ)ガバナンスである。

環境・気候変動分野については、世界公共財の保全への取り組みを強化することが決定され、フランス開発庁(AFD)が温暖化対策を含む世界公共

財の保全のために新興諸国に対して借款を供与することができるようになり、インド、ブラジル、インドネシア、パキスタン、中国、タイにおいて地球温暖化対策等に関するプロジェクトを実施している。近年、この分野の支援規模は急速に伸びており、特に気候変動分野の支援が増大している(2007年の新興諸国への支援総額は全体で224.1百万ユーロに上る)。

HIV/エイズを含む感染症対策に積極的な姿勢を示しており、2007年には、世界エイズ・結核・マラリア対策基金に向こう3年間で900百万ユーロを拠出することを明らかにした。さらに、安定的な開発資金を確保するとの観点から、開発のための国際課税を含む「革新的資金調達メカニズム」を提唱してきており、この一環として、航空券連帯税として航空券に少額の料金上乗せを行うパイロット・プロジェクトを2006年7月より実施。それによって調達した資金を元に感染症対策を行う国際医薬品ファシリティー「UNITAID」を英国・ノルウェー・ブラジル・チリと共に立ち上げた。

(2) 実施体制

1998年の政府開発援助制度改革により旧協力省が外務省に吸収された後、現在、政府開発援助においては、外務省、経済財政雇用省および実施機関のフランス開発庁(AFD: Agence française de développement)が主要なアクターとして機能している。上記以外の省庁も独自に政府開発援助を実施している。

外務省国際協力・開発総局(DGCID: Direction générale de la coopération internationale et du développement)は、外務大臣の委任を受ける形で、開発・仏語圏閣外大臣が総括しており、「優先連帯基金」(上記「優先連帯地域」に対する無償資金協力)、技術協力等に加え、開発途上国のみならず先進国との文化・科学協力や仏語振興も手がけている。

経済産業雇用省では、国庫・経済政策総局が政府開発援助を担当しており、タイド性借款、国際金融機関への拠出、債務救済等を担当している。

また、同総局がパリ・クラブの事務局を務めている。

AFDは1998年の改革により、政府開発援助の「主要実施機関」として位置づけられることとなり、現在、開発銀行と援助実施機関の二重の役割を担っている。日常業務においては、外務省および経済産業雇用省との関係が特に緊密であり、両省は、AFDの最高意思決定機関である監査役会に、自省幹部を送ることでAFDの業務をコントロールしている。また、監査役会の承認に先立つ段階でも、外務省、経済産業雇用省、AFDの3者の担当者レベルで頻繁に協議が行われている。在外事務所に関しては、サブ・サハラ・アフリカ27事務所、地中海・中東（北アフリカを含む）10事務所、アジア10事務所、カリブ2事務所、南米2事務所、海外県領土9事務所の全60事務所がある。職員は、計1,306名（2007年）である。

さらに、1998年の改革により、首相を長とし、関係閣僚により構成される「省庁間国際協力・開発委員会（CICID: Comité interministériel de la coopération internationale et du développement）」が創設され、省庁間にまたがる援助方針、国別・セクター戦略、優先連帯地域の選定等、省庁間の調整・一貫性を実現する場として機能している。

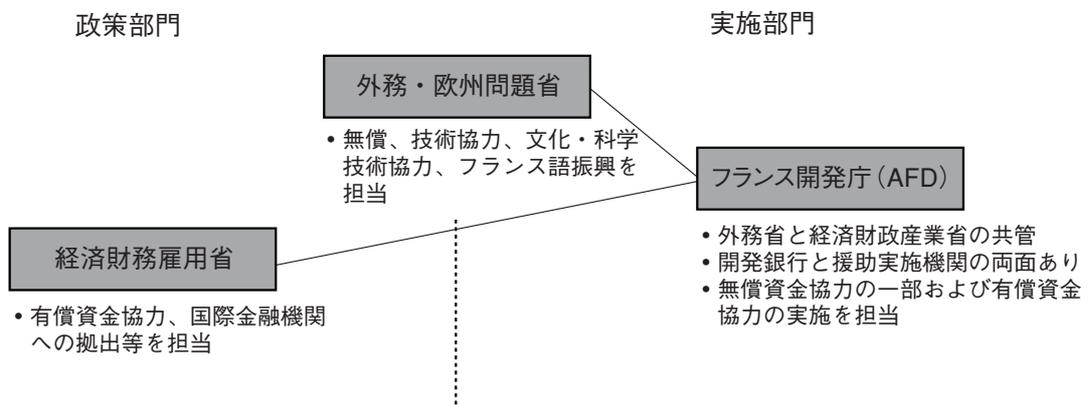
他方、2004年のDACフランス援助審査では、援助政策における行政機構の複雑さや一貫性の問題が指摘され、これを受けて、同年の新たな制度改革では、開発・仏語圏担当大臣が政府開発援助戦

略策定における「主導役」として位置づけられることとなった。同時に、この改革では、外務省とAFDの業務分担の見直しも行われ、外務省の無償資金協力業務の一部（農村開発、保健・基礎教育、インフラ整備等）がAFDに移転されることとなった（外務省には、法治国家・ガバナンス、フランス語振興、文化協力、人材育成・高等教育等が残ることとなる）。なお2008年の同審査においては、引き続き援助の効果および行政機構内の効率性の向上に向けた努力を行うことが求められている。

また、優先連帯基金対象国につき、中長期的な支援戦略である「パートナーシップ枠組文書(DCP)」を現地の大使館主導で作成することとなった。現地の大使が、相手国政府と交渉しつつ起案し、外務省、経済財政雇用省、AFDとの協議を経て、最終的には開発・仏語圏閣外大臣または現地公館大使と相手国政府との間で署名される。

NGOとの関係では、外務省国際協力・開発総局がNGOの提案するプロジェクトを審査し、そのコスト総額に対し50%を上限とし資金を供与するスキームがある。NGO向けの直接的な資金供与以外に、緊急援助、難民救助、優先連帯資金等を通じてNGOに資金が供与されている。また、NGO、組合等、国際協力に関わる様々な関係者との、広範にわたる協議のためのフォーラムとして、国際協力高等評議会（HCCI: Haut conseil de la coopération internationale）が存在している。

援助実施体制図

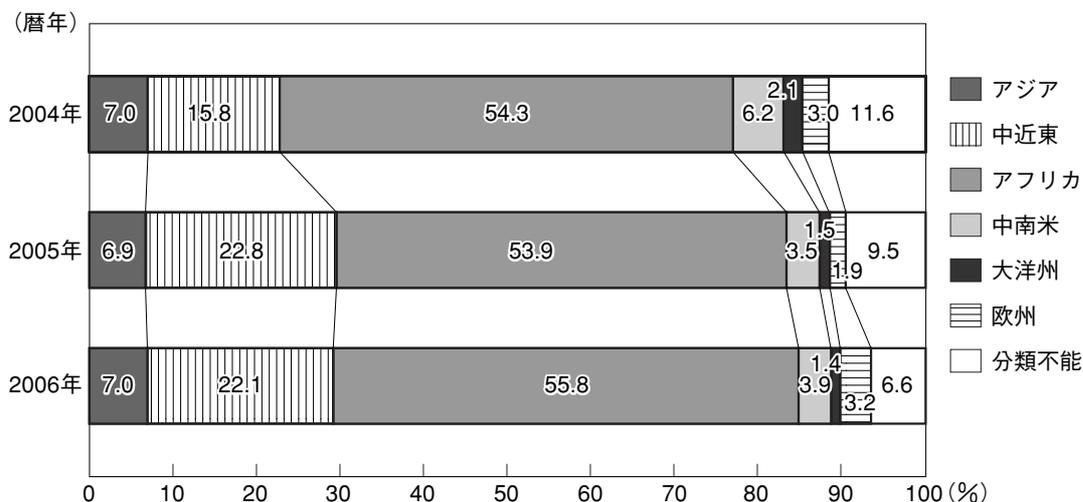


(1) 政府開発上位10か国

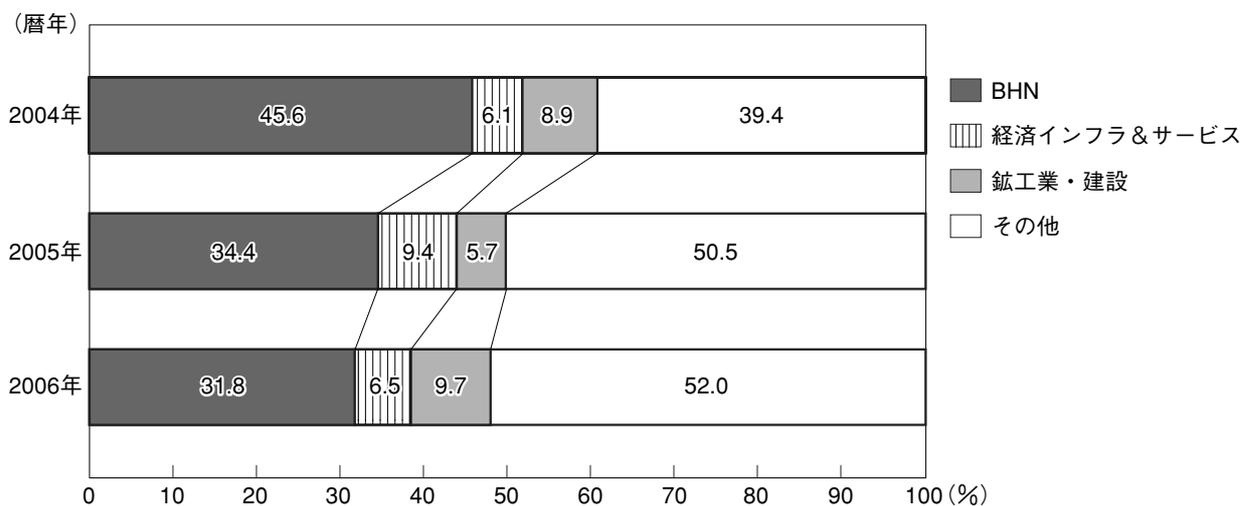
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国名	2004年		順位	国名	2005年		順位	国名	2006年	
		援助計	シェア			援助計	シェア			援助計	シェア
1	セネガル	509.77	9.16	1	ナイジェリア	1,436.09	19.84	1	ナイジェリア	2,027.15	25.60
2	マダガスカル	484.51	8.70	2	コンゴ共和国	1,014.33	14.01	2	イラク	790.70	9.98
3	モロッコ	218.12	3.92	3	イラク	635.77	8.78	3	マイヨット	337.54	4.26
4	マイヨット	208.61	3.75	4	アルジェリア	255.00	3.52	4	モロッコ	301.41	3.81
5	ニジェール	195.80	3.52	5	マイヨット	201.87	2.79	5	セネガル	287.47	3.63
6	アルジェリア	172.93	3.11	6	モロッコ	197.62	2.73	6	カメルーン	243.61	3.08
7	チュニジア	141.38	2.54	7	チュニジア	182.32	2.52	7	チュニジア	176.30	2.23
8	コンゴ民主共和国	134.68	2.42	8	セネガル	158.21	2.19	8	アルジェリア	173.42	2.19
9	カメルーン	129.13	2.32	9	中国	153.56	2.12	9	ベトナム	159.38	2.01
10	タンザニア	119.95	2.15	10	トルコ	114.58	1.58	10	南アフリカ共和国	158.77	2.00
10位の合計		2,314.88	41.58	10位の合計		4,349.35	60.08	10位の合計		4,655.75	58.79
二国間援助合計		5,566.80	100.00	二国間援助合計		7,239.19	100.00	二国間援助合計		7,919.40	100.00

(2) 地域別割合の推移(外務省分類)



(3) 分野別割合の推移



④ ドイツ

(1) 援助政策等

(イ) 外交の一部としての政府開発援助政策とその目標

(a) 2005年11月に成立したメルケル政権は、キリスト教民主・社会同盟(CDU/CSU)と社会民主党(SPD)による大連立政権であり、同政権の基本政策は、政権発足時に合意された連立協定に明記されている。この中で「開発政策は独の外交政策の一部分である」とされ、開発問題はドイツおよび欧州における平和と繁栄に直接影響するものとの認識が示されている。

(b) ドイツの政府開発援助政策の目標は、世界における貧困を削減し、平和を構築していくことにあるとされており、この目標を具体的に定めたものとして「行動計画2015(Programme of Action 2015)」がある。これはシュレーダー前政権時代の2001年に閣議決定された文書であるが、開発政策の目標を定めたものとして現政権にも引き継がれている。

(c) この「行動計画2015」では、開発途上国支援における具体的な優先課題として、①経済開発と社会的弱者の経済活動への参加促進、②食料確保と農業改革の実現、③公正な貿易への参画促進、④債務の削減、⑤社会サービスの確保と弱者保護の強化、⑥資源と環境の保全、⑦人権擁護の実現、⑧ジェンダーへの配慮、⑨良い統治の実現、⑩「人間の安全保障」・軍縮の促進を通じての紛争の平和的解決、が挙げられている。

(ロ) 援助政策における特徴

(a) ドイツは、ミレニアム開発目標(MDGs)を強く支持しており、2005年5月のEU開発大臣会合における決定に従い、2010年までに政府開発援助の対GNI比0.51%、2015年までに同0.7%を達成することを対外的に明らかにしている。2007年の政府開発援助総額は122億9,100万ドルであり、前年の104億3,500万ドルより増加(DAC統計:中国に次ぎ第2位)。対GNI比は前年の0.36%から0.37%に増加(第12位)。「0.7%目標」達成のためには、限られた財源の

中で政府開発援助予算を如何に拡大していくかが課題であるとされているが、新たな財源として、欧州排出権取引市場において一定の排出権をオークションにかけることによる収入の一部が政府開発援助予算に割り当てられる予定である。

(b) 二国間援助と多国間援助の比率としては、明文の規定はないが、連邦議会は二国間援助を志向する傾向にあることから、伝統的に約3分の2(65.89%)が二国間援助、約3分の1(34.2%)が国際機関を通じた援助という構成になっている。

(c) また、近年における特徴の一つとして、二国間援助における対象国の重点化があり、2008年2月には57か国に絞られた。これは、開発途上国の経済面・社会面・環境面並びに政治面を考慮し、これら諸国に対して二国間援助(資金協力・技術協力)を集中的に実施することにより、援助の効率化および効果向上を図るものである。こうした「パートナー国」においては、経済協力の重点セクターが少数(1~3程度)選ばれ、このセクターに支援(資金協力、技術協力、NGO支援等)を集中させている。なお、これら重点地域以外の開発途上国に対しては、二国間援助よりも国際機関経由の支援やEUによる支援が中心となっている。

(d) 援助における重点セクターとしては、①民主主義・市民社会・公的セクターおよび人権の促進、②平和構築・紛争予防、③教育、④保健・家族計画・HIV/エイズ、⑤飲料水・水管理・排水・廃棄物処理、⑥食糧・農業、⑦環境・天然資源開発、⑧経済改革・市場経済促進、⑨エネルギー、⑩輸送・通信・都市開発、等が挙げられている。これらのセクターのいずれを重点分野とするかについては、開発途上国の経済面・社会面・環境面および政治面について検討し、他のドナーや国際機関の動向等も勘案して決定されることとなっている。

(e) 連邦政府以外に多くの機関・団体が開発援助に関与していることも援助政策の特徴であり、特にNGO、教会系諸団体、政党関係の財団および連邦各州(16州)は援助における重要なプレーヤーとなっている。

(2) 実施体制

(イ) 主務官庁としての経済協力開発省(BMZ)

(a) 援助政策の企画・立案は、1961年に設立された経済協力開発省(BMZ)が所管しており、二国間援助(資金協力、技術協力)および国際機関を通じた援助について同省(職員数650名。うち600名が国内勤務(500名はボン所在の第1本省、100名はベルリン所在の第2本省)、残り50名が途上国などの在外公館などへ出向)を中心に調整が行われる。予算については、その太宗がBMZに計上されているが、人道支援関連については外務省、国際開発金融機関関連の一部については財務省、その他所管事項の国際協力について各連邦省庁(経済技術省、内務省、労働社会省等)がそれぞれの予算からの政府開発援助を実施する。各省庁による政府開発援助の実績についてのとりまとめもBMZが行っており、同省を通じて独の政府開発援助実績がDACに報告されている。

(b) 外交政策との関連からは、BMZは外務省と協議を行うこととなっており、両省庁間では日常的には関係部局間で連絡が行われている。また、開発途上国の現場での経済協力の実施については現地の大使館が調整している。

(ロ) 実施機関

(a) 援助政策におけるもう一つの特徴として、実施機関が相対的に多いことが指摘されており、実施機関の統合は、今後の大きな課題となっている。これらの実施機関の中でも中心となるのは、技術協力を担当する技術協力公社(GTZ)と資金協力無償・有償資金協力を担当する復興金融公庫(KfW)であり、両機関の統合の可能性についても国内関係者の間で議論が続いている。

(b) GTZは、連邦政府を出資者とする有限会

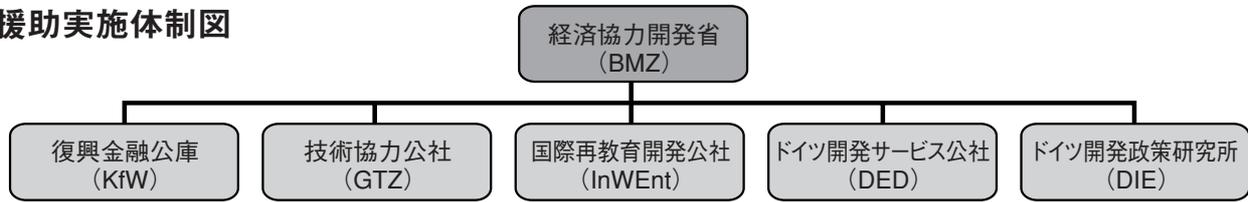
社の形態をとっており、本部をフランクフルト近郊のエッシュボルンに置いている(職員数は現在本部に1,044名)。監査役会の議長はBMZ事務次官であり、GTZの事業予算の殆どは連邦政府からの委託金であるが、GTZは国際機関や第三国政府からの委託による事業も実施している。なお、GTZは67か国に在外事務所を有しており、現地大使館と調整して技術協力を実施している。

(c) KfWは、復興金融公庫法に基づく公法人であり、連邦および州がその所有者となっている。KfWは銀行グループの総称であり、政府開発援助事業(資金協力)を実施しているのは、グループの中の「KfW開発銀行」(本部はフランクフルトでグループ全体の職員数は約400名)であるが、政府開発援助の世界では同行を「KfW」と呼ぶことが多い。事業全般について監督する監査役会の正副議長は財務大臣と経済技術大臣であり(輪番制)、その他に外務大臣や各州首相等が委員に任命されている。KfWは、開発途上国等に28の在外事務所を有しており、GTZ同様、現地大使館と調整しながら資金協力事業を実施している。

(d) その他、人材開発や教育支援を業務とする国際再教育開発公社(InWEnt)、ボランティアを含む開発援助要員の派遣業務を行うドイツ開発サービス公社(DED)、開発政策に関する研究・教育機関であるドイツ開発政策研究所(DIE)等が、BMZの指揮の下に援助政策の実施に携わっている。

(e) 自然災害時における重要なプレーヤーとしては、ドイツ赤十字を始めとするNGOが挙げられる。外務省が予算計上している緊急・人道支援の大半がこれら独NGOを通じて実施されている。また、政府開発援助として計上される額としては小さいものの、外国における自然災害等において現場で機動的に援助を行う機関として連邦技術支援庁(THW:内務省所管)がある。同庁は国内の自然災害への対応を本来の任務としているが、海外にも協力チームを派遣しており、日本の国際緊急援助隊と同様の機能を果たしている。

援助実施体制図



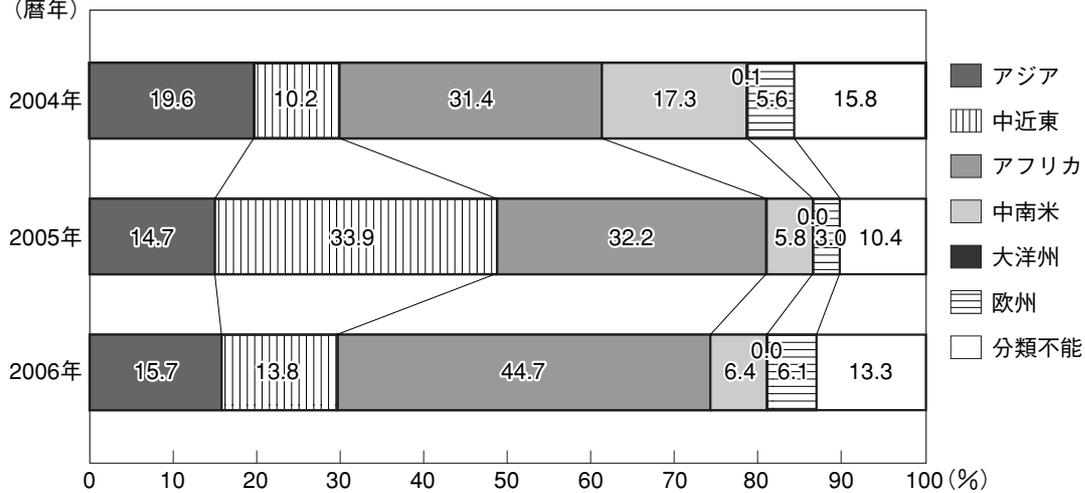
(1) 政府開発上位10か国

(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国名	2004年		順位	国名	2005年		順位	国名	2006年	
		援助計	シェア			援助計	シェア			援助計	シェア
1	ニカラグア	278.02	7.27	1	イラク	2,019.74	27.12	1	ナイジェリア	1,710.41	24.32
2	中国	260.46	6.81	2	ナイジェリア	1,180.87	15.86	2	イラク	388.17	5.52
3	カメルーン	205.67	5.38	3	中国	255.11	3.43	3	ザンビア	287.54	4.09
4	エチオピア	126.09	3.30	4	カメルーン	183.04	2.46	4	中国	244.85	3.48
5	エジプト	107.25	2.81	5	インドネシア	164.67	2.21	5	カメルーン	228.11	3.24
6	セルビア	87.36	2.29	6	ザンビア	118.15	1.59	6	セルビア	202.49	2.88
7	ボリビア	75.31	1.97	7	エジプト	109.18	1.47	7	エジプト	140.61	2.00
8	アフガニスタン	75.13	1.97	8	アフガニスタン	99.23	1.33	8	アフガニスタン	117.99	1.68
9	ベトナム	74.81	1.96	9	ベトナム	82.92	1.11	9	モロッコ	104.49	1.49
10	ガーナ	65.56	1.72	10	ブラジル	76.98	1.03	10	ベトナム	86.75	1.23
10位の合計		1,355.66	35.46	10位の合計		4,289.89	57.61	10位の合計		3,511.41	49.92
二国間援助合計		3,822.61	100.00	二国間援助合計		7,446.79	100.00	二国間援助合計		7,034.04	100.00

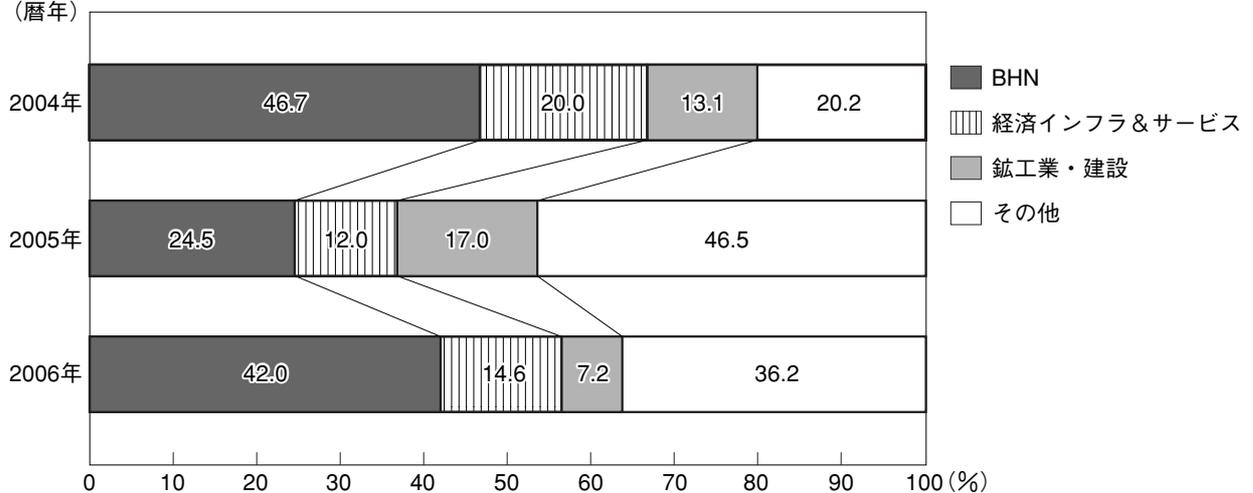
(2) 地域別割合の推移(外務省分類)

(暦年)



(3) 分野別割合の推移

(暦年)



5 オランダ

(1) 援助政策等

オランダは、外交政策目標8つ中の5つ(国際法秩序と人権の強化、安全・安定と人道支援、繁栄促進と貧困削減、人的発展と社会的発展、環境の保全・改善)が援助政策に密接なつながりを持っている。援助政策の主要目的を貧困削減とし、ミレニアム開発目標(MDGs)を自国援助政策のガイドラインと位置付け、MDGs達成に向けた2008年から2015年までの長期援助政策として、人権、および雇用・収入を改善するビジネス環境を可能にするグッド・ガバナンス実現を目標し、教育、エイズ対策、水、環境、リプロダクティブ・ヘルスを主要テーマとする。

2007～2015年については、以下の強化項目が挙げられた。(イ)安全保障と開発:脆弱な国家を中心にした人道援助、暫定的司法制度を含むグッド・ガバナンスと人権に対する支援、安全保障部門の改革支援。脆弱な国家に対する追加予算は2008年度に1,500万ユーロ、2009年度に2,500万ユーロ、2010年以降は3,500万ユーロ。(ロ)成長と公平性:開かれた公平な貿易システムの実現、バランスの取れた成長の追求、成長の原動力としての民間部門を重視。(ハ)ジェンダー、性と生殖に関する健康および権利:女性の地位向上を最重視。MDG3(ジェンダー平等推進と女性の地位向上)に関するNGOの活動を強く支援。(ニ)持続可能性、気候およびエネルギー:温暖化ガス削減のためのCDM等各種枠組み活用、アフリカのエネルギー供給のためのバイオマス資源活用等を実施。

政府開発援助の対GNP比0.8%を政策目標として設定しており、昨年2007年の政府開発援助実績は、対GNI比0.81%、62億2,400万ドルで世界第6位の援助国となっている(DAC統計ベース:確定値)。援助予算の50%が「アフリカの角」地域、アフリカ大湖地域の最貧国を中心としたアフリカ向けで、GNP比0.8%の内の0.1%は環境分野に拠出されている(2008年予算ベース)。

限られた資源をより有効に利用するとの観点から、長期的な援助の対象国を限定する政策をとり、現在は36か国(アフリカ16か国、アジア・中東9か国、ラテ

ンアメリカ5か国およびヨーロッパ6か国)をパートナー国とするが、近年は紛争中もしくは紛争後の特定4か国(スーダン、ブルンジ、コンゴ民主共和国、コソボ)も重点的に支援。42か国は、主な特性および状況、オランダの意図する政策的努力、パートナー国の特定のニーズを勘案した上で、(イ)MDGsの加速的な達成が求められる国々(低所得国ではあるが国家の脆弱性はそれほど問題ではなく、当該政府と協力して事業に取り組むことが期待できる。ガーナ、ケニア、モンゴル等)、(ロ)安全保障と開発が求められる国々(脆弱性ないし著しい不平等のために貧困削減が妨害されている。アフガニスタン、パキスタン、スーダン等)、(ハ)幅広い関係が求められる国々(中所得国で国家の脆弱性はそれほど問題ではない。インドネシア、ベトナム、南アフリカ等)、に分類され、それぞれに応じた支援戦略が決定される。

(2) 援助実施体制

オランダ外務省が援助政策の立案・実施に関し主要な責任を有し、同省には外務大臣に加えて、援助政策専任の開発協力大臣ポストが設置されている。

政府開発援助予算の全体の約90%は外務省の所掌にあり、援助政策の基本的枠組みは外務省が決定する。教育・経済関連等の他省が持つ小規模な政府開発援助予算に関しては各省の裁量に任されているが、他省庁にまたがる複雑な、特に貿易に関する援助政策に関しては、外務省国際協力局にある「coherence unit」が省庁間の調整役を果たしている。また、EUレベルでの政策決定に臨んでの準備作業の段階で行われる他省庁間協議の場においても援助政策における利害関心事項について協議・調整される。

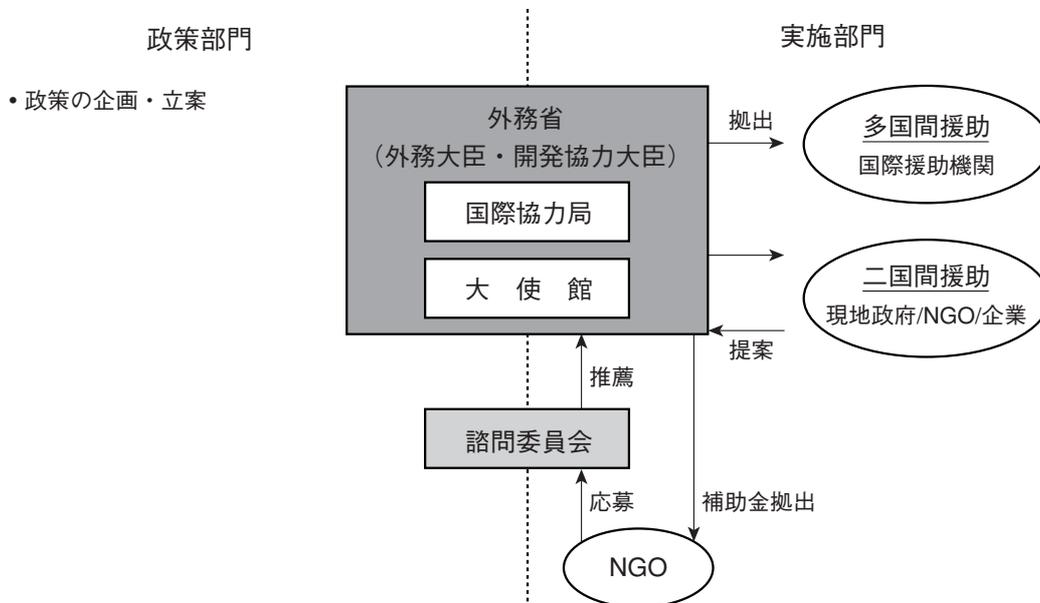
外務省で開発援助に何らかの形で携わる職員の数約1,560人(2007年、オランダ外務省による推定。在外公館に勤務するローカルスタッフまで含めた数)である。本省では国際協力局が援助政策の大枠を策定する中心的役割を担っており、在外公館は各国ごとの援助計画プランの作成および案件発掘の

役割を担っている。援助受入国に所在するNGOは在外公館に対して案件を持ち込むことができ、それを基にして在外公館は本省へ事業提案を行う。

援助実施は3つの主要な形態、二国間援助(多くがセクター別支援、全て贈与)、多国間援助(世銀・国連等の国際機関)、民間機関(企業・NGO)への補助金交付を通じて行われている。オランダは、独自の開発援助実施機関を持たないこともあり、NGOへの補助金(共同出資プログラム)を通じての協力が盛んである(約18%程度がNGO経由の支援)。2007年から2010年の間に総額21億ユーロがNGOへの補助金として支出される予定である。開発協力

大臣により任命された独立の専門家からなる諮問委員会は、2007年から2010年の間の事業としてオランダのNGOから提出された114案件を審査し、約半数が承認された。NGOの独立を尊重するという立場から、外務省とNGOの間には、ヒエラルキーは存在せず、監督・指導という関係にはないが、年に一度共同出資プログラムに参加する大・中規模のNGO組織の代表が集まり、開発援助の現状、プログラムの進行状況につき外務省と情報交換を行う。今後は事業報告書の提出のみならず、年に一度プログラムのモニタリングも行われる予定である。

援助実施体制図

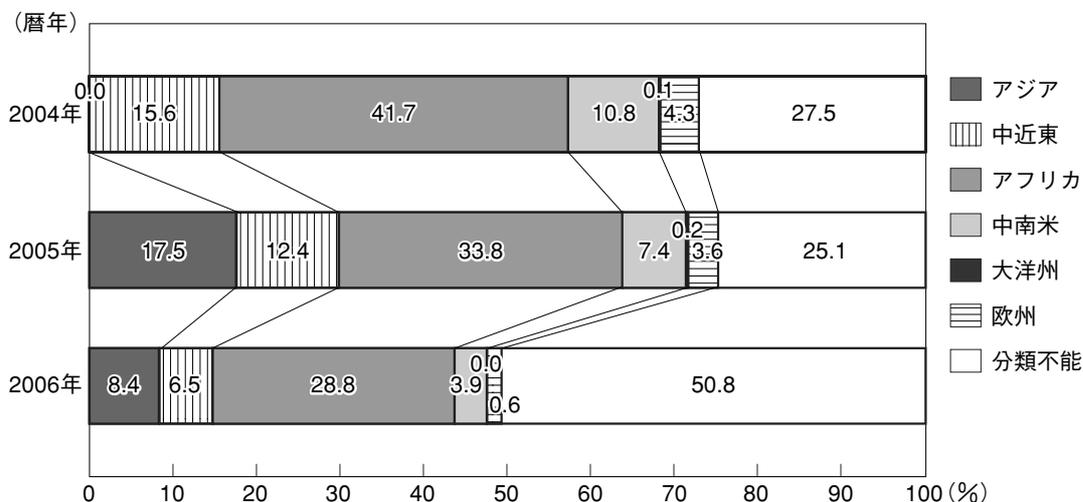


(1) 政府開発上位10か国

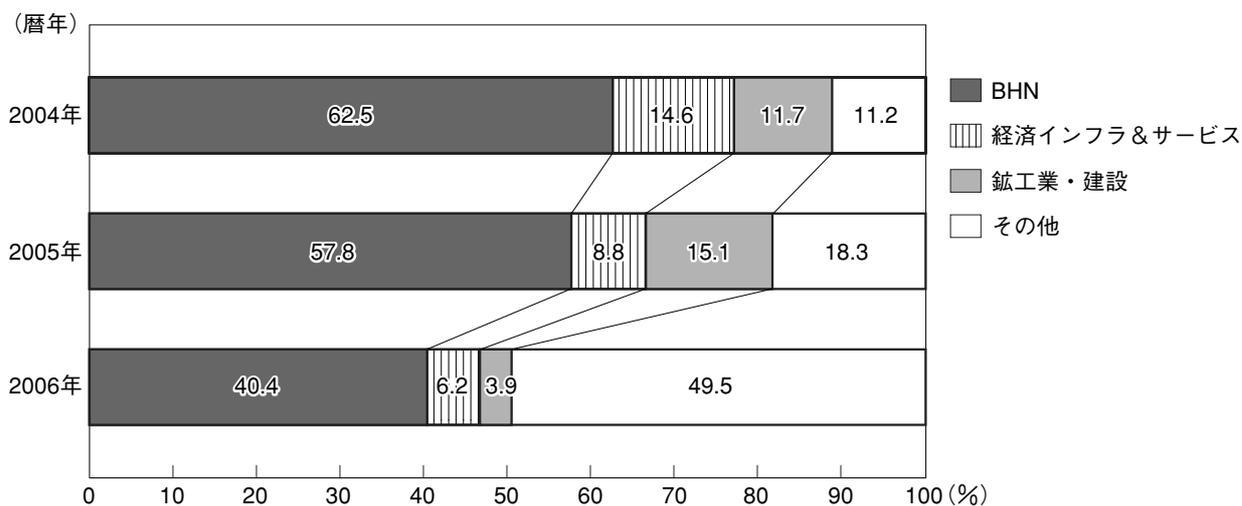
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国名	2004年		順位	国名	2005年		順位	国名	2006年	
		援助計	シェア			援助計	シェア			援助計	シェア
1	ガーナ	152.58	5.71	1	ナイジェリア	201.96	5.48	1	ナイジェリア	228.75	5.34
2	イラク	140.80	5.27	2	インドネシア	175.99	4.78	2	タンザニア	114.56	2.68
3	タンザニア	117.62	4.40	3	スーダン	154.77	4.20	3	ガーナ	96.96	2.26
4	スーダン	97.61	3.66	4	イラク	120.50	3.27	4	スーダン	96.08	2.24
5	アフガニスタン	90.31	3.38	5	タンザニア	90.23	2.45	5	アフガニスタン	87.34	2.04
6	ウガンダ	70.92	2.66	6	ウガンダ	80.12	2.18	6	ウガンダ	82.38	1.92
7	バングラデシュ	65.23	2.44	7	アフガニスタン	79.09	2.15	7	インドネシア	75.62	1.77
8	マリ	64.14	2.40	8	インド	72.81	1.98	8	バングラデシュ	67.45	1.58
9	コンゴ民主共和国	58.75	2.20	9	ガーナ	70.49	1.91	9	マリ	66.12	1.54
10	エチオピア	57.52	2.15	10	マリ	65.83	1.79	10	ベトナム	61.05	1.43
10位の合計		915.48	34.28	10位の合計		1,111.79	30.19	10位の合計		976.31	22.80
二国間援助合計		2,670.27	100.00	二国間援助合計		3,682.71	100.00	二国間援助合計		4,282.23	100.00

(2) 地域別割合の推移(外務省分類)



(3) 分野別割合の推移



⑥ スウェーデン

(1) 援助政策等

(イ) 基本政策

スウェーデン国会は2003年12月、政府が提出した「共有責任：全地球的発展のためのスウェーデンの政策(PGD)」を全会一致で承認した。PGDは、公正で持続可能な全地球的開発への貢献を目標とし、人権の視点を浸透させ、貧困者の視点を基礎とすることとしている。この中では、PGDの目標達成に向け、通商、農業、環境、安全保障、移民、経済等の各分野の政策における一貫性を確保することの重要性を強調し、(a)人権の尊重(b)民主主義および良い統治(c)男女共同参画(d)天然資源の維持可能な使用・環境保護(e)経済成長(f)社会開発・社会保障(g)紛争防止・解決(h)国際公共財の各主要構成要素に関連した活動を強化することとしている。

PGDの下、2007年には、援助の効果、効率および質を向上させることを目的に「対象国限定アプローチ」(country focus approach)を導入し、民主主義と人権を共通重点事項とした上で、これまで広範にわたっていた援助国を約30に絞り込み、(a)長期的な開発協力を実施する国(重点：貧困の削減、機能的な中央行政の構築、民主的な統治への支援等)、(b)紛争中または紛争終結直後の国(重点：平和と安全)、(c)スウェーデンが改革に協力する国(重点：貧困の削減、EUへの統合促進等)等に分け、援助を実施することとした。他方、これらの国に比して援助効果や潜在性が少ない国については、援助を限定し、または二国間援助以外の方法で関係を促進することとし、段階的な撤退を予定している。

(ロ) 援助規模

スウェーデン政府は対GNI比1%を開発協力を割り当てていくことを目標としつつ、2000年度～2005年度の間、開発協力予算を140億スウェーデン・クローネ(SEK:1SEKは約18円)から237億SEKに増額した。この目標は、2006年10月に新政権に移行した後も継続されており、2008年度予算では277億SEKを計上し、対GNI比1%の水準が維

持されている。

なお、2007年の政府開発援助実績(DAC統計ベース：確定値)は、43億3,900万ドル(対GNI比0.93%)、対前年比2.5%減であった。

2007年には、全予算の56%に当たる154億SEKがスウェーデン国際開発協力庁(Sida)(ホームページ：<http://www.sida.se>)(年次レポート有)を通じて拠出されている。

(a) 主要分野

現政権の任期中における優先分野は、①民主主義と人権、②環境と気候、③男女平等と開発における女性の役割となっている。

各分野における重点は、上記①については、人権の尊重と促進、民主的な制度の確立と法の支配、民主的統治、市民社会の役割と独立したメディアの確立、②については、気候変動への適応、エネルギー、環境と安全、水、③については、全活動分野における男女平等の視点の導入に加え、女性の役割に関し、経済の発展、セクシャル・リプロダクティブヘルス・権利(HIV/エイズを含む)、女性の政治参加、女性と安全等とされている。

(b) 地域別・分野別

スウェーデンでは、アフリカに最大の援助ニーズがあるとの認識の下、対象国限定アプローチにおいても、アフリカ、特にサブサハラへの援助を重視している。また、政府は、2008年、「新アフリカ政策」を策定し、スウェーデンの対アフリカ政策の中心課題である長期的な貧困との戦いと経済成長を強化するため、平和、民主主義・人権の尊重および経済、社会、環境面での持続可能な開発に関し、アフリカ諸国の努力を支援し、二国間援助については当面アフリカに重点を置くこととしている。

Sidaでは、2007年予算の29%に当たる44億SEKがアフリカに向けられている。主要な援助受取国は、タンザニア、モザンビーク、ザンビア等となっている。近年は被援助国の貧困削減戦略への支援に力を入れている。援助形態別では、プロジェクト支援とプログラム支援の割合が、

それぞれ54%、37%となっている。分野別では、貧困削減のための財政支援 (budget Support) 22%、保健20%、民主的統治・人権18%、環境・自然資源14%等となっている。

アジアは、アフリカに次いで、予算の12%に当たる18億SEKが拠出され、主要な援助受取国は、アフガニスタン、ベトナム、バングラデシュ等となっている。援助形態別では、プロジェクト支援が74%を占めている。主要な分野は、民主的統治・人権28%、環境・自然資源19%、保健15%、教育13%等となっている。

環境・気候変動の分野については、2007年、国際協力担当大臣主導の下、国際的な有識者を集めて気候変動・開発委員会(Commission for Climate Change and Development)を設立し、気候変動への適応と災害リスク削減という二つの側面に焦点を当て、スウェーデンがEU議長国になる直前の2009年春に報告書を出し、2009年12月のCOP15に備えることとしている。Sidaでは、温室効果の悪化を防止することを目的とし、国別に開発援助政策を策定する際に環境・気候変動分析を行うとともに、各分野への具体的支援や個々のプロジェクトを形成するときに戦略的環境評価と環境への影響評価を実施している。また、援助の具体例としては、教育プログラムにおける「天然資源の維持可能な使用・環境保護」の視点・課題の導入、自然災害の防止および貧困者への影響の緩和に関する被援助国の能力強化、クリーンなエネルギーの開発等に関する支援、新たな耕作方法の開発や有機農業の促進支援、水資源を最大限に利用する手法の開発・改善等が挙げられる。環境・気候変動関連プロジェクトには、おおむね20億SEK(2007年)が拠出されている。

NGOの活用については、2007年、Sidaの予算の8.5%に当たる13億SEKが拠出されており、

保健、教育、貿易の3分野を除き、全ての分野で増額されている。特に、自然資源・環境分野の機関への拠出の増加は、気候変動対策を念頭に置いたものとなっている。これらのNGOは、約100か国で活動をしており、主としてアフリカでの活動のほか、パレスチナ西岸やガザ地区における人道支援や開発の取組みが増加している。

(2) 実施体制

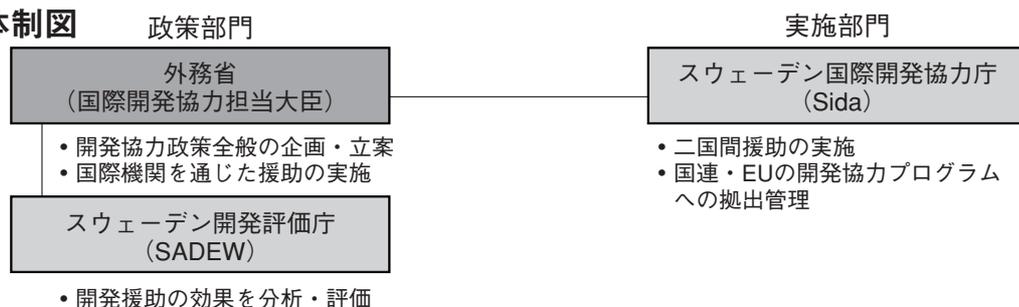
援助の担当大臣は、国際開発協力担当大臣(外務大臣とは別の開発協力担当の大臣)であり、これを外務副大臣(国際開発協力担当)、外務省開発政策局、開発協力運営・方策局、多国間開発協力局および安全保障政策局(人道支援等)が補佐している。開発協力を含む各国ごとの外交政策は地域担当部局が調整し、開発協力政策の企画・立案および予算計上は開発政策局等が行う。

援助の実施は、外務省多国間開発協力局(国際機関を担当、職員数約30人)等およびスウェーデン国際開発協力庁(Sida: 二国間援助を担当、同800人(国内646人、海外154人))が行う。国別援助戦略は、Sidaが被援助国との広範な協議に基づいて作成・提案し、外務省が承認する。現在、約40の国別援助戦略が存在するが、それぞれ被援助国との協力関係を多様な観点から検討し、一定期間内にスウェーデンが関与すべき事項が示されている。

約400ある中小の開発援助関係NGOは、15の大規模開発援助関係NGO(拠出金額1,500万SEK以上)の下に事実上組織化されており、補助金、プロジェクト資金等の申請は、「アンブレラ組織」等と称される大規模NGOを通じて、Sidaに対して提出することとされている。

なお、援助評価については、2006年にスウェーデン開発評価庁(SADEW)が外庁として新たに設立され、Sidaが実施するものを含むすべての開発援助の効果を分析・評価し、政策立案者にフィードバック

援助実施体制図

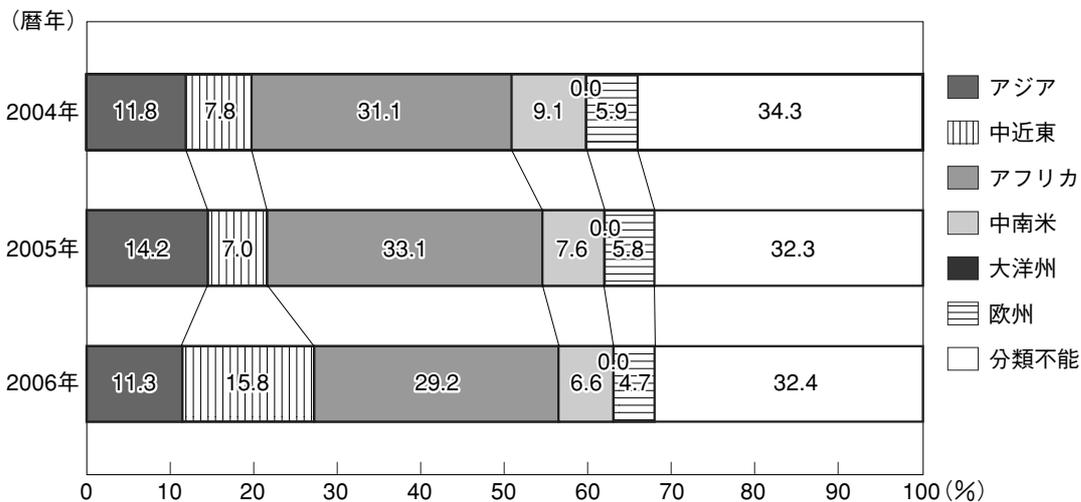


(1) 政府開発上位10か国

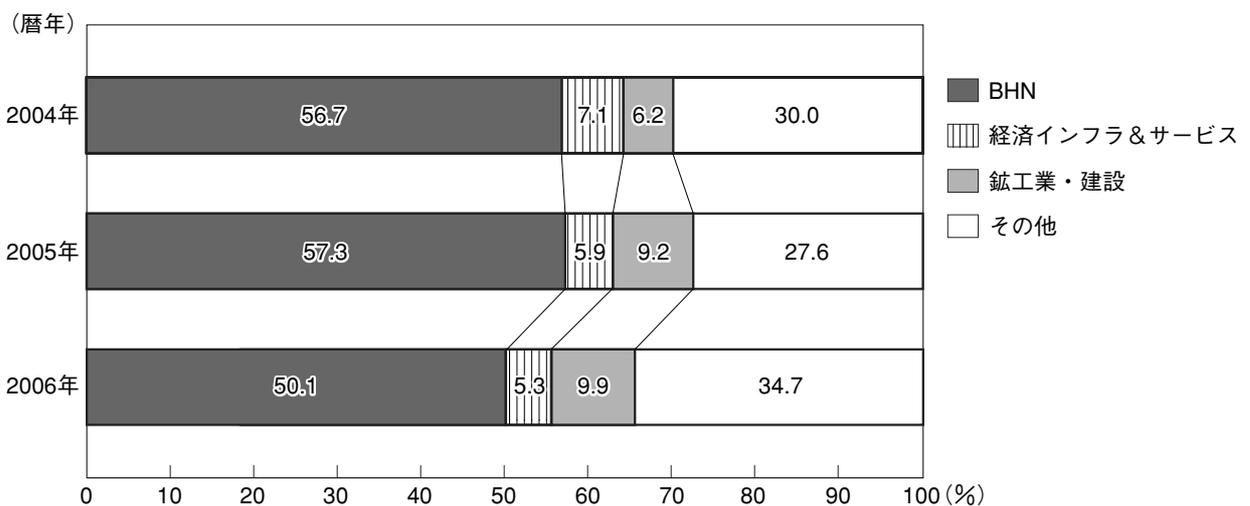
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国名	2004年		順位	国名	2005年		順位	国名	2006年	
		援助計	シェア			援助計	シェア			援助計	シェア
1	タンザニア	83.64	4.03	1	タンザニア	91.81	4.07	1	イラク	278.25	9.76
2	モザンビーク	67.92	3.27	2	モザンビーク	79.25	3.51	2	タンザニア	111.66	3.92
3	アフガニスタン	55.68	2.68	3	エチオピア	68.37	3.03	3	モザンビーク	91.75	3.22
4	エチオピア	50.76	2.45	4	スリランカ	51.72	2.29	4	ウガンダ	62.59	2.19
5	ウガンダ	42.74	2.06	5	ウガンダ	47.93	2.12	5	ケニア	51.94	1.82
6	ニカラグア	41.10	1.98	6	ボスニア・ヘルツェゴビナ	46.88	2.08	6	パレスチナ自治地域	50.97	1.79
7	セルビア	39.43	1.90	7	スーダン	45.49	2.02	7	ザンビア	48.28	1.69
8	パレスチナ自治地域	39.41	1.90	8	アフガニスタン	44.22	1.96	8	スーダン	47.53	1.67
9	ボスニア・ヘルツェゴビナ	34.08	1.64	9	ケニア	42.12	1.87	9	アフガニスタン	46.42	1.63
10	ケニア	29.92	1.44	10	ベトナム	41.93	1.86	10	セルビア	44.29	1.55
10位の合計		484.68	23.35	10位の合計		559.72	24.81	10位の合計		833.68	29.23
二国間援助合計		2,075.78	100.00	二国間援助合計		2,255.90	100.00	二国間援助合計		2,851.91	100.00

(2) 地域別割合の推移(外務省分類)



(3) 分野別割合の推移



7 カナダ

(1) 援助政策等

(イ) 基本的方針、重点国・分野

(a) ハーパー保守党政権は、2006年2月発足後、2005年4月に旧自由党政権が『対外政策に関する基本方針(IPS:International Policy Statement)』において打ち出した「選択と集中」の方針を事実上継承しつつ、それを適宜修正することで新たな方向付けを図っている。

即ち2007年度予算においては、①援助対象国を外交目的と整合するよう更に絞り、カナダが関心を有するコアとなる国においてトップ5のドナー国となることを目指す、②二国間援助の集中性、効率性、説明責任の3大要素の強化により成果重視を推進する、との中長期的な基本方針を示した。

また、2008年5月に議員立法による『ODA説明責任法(Official Development Assistance Accountability Act)』が全党一致で成立し、カナダの政府開発援助削減に置くとともに、政府開発援助透明性・説明責任の向上をカナダ政府に義務付けることとなった。

(b) 具体的な重点国・地域としては、^{せい}脆弱国支援に積極的に取り組む現政権の外交優先事項として、政府一体としてのアプローチ(Whole of Government Approach)に基づく3D(外交・国防・開発)復興支援を展開しているアフガニスタン、および政権発足以来の米州再重視政策を反映し、脆弱国ハイチを筆頭に援助を増強しているラ米・カリブ海諸国が挙げられる。旧自由党政権が最重視していたアフリカについては、優先度は低下しているものの、二国間、多国間両形態を通じ依然として高い援助レベルを維持している。

(c) 重点分野は、ミレニアム開発目標と整合する「良い統治」、「保健(HIV/エイズに重点)」、「基礎教育」、「民間セクター開発」の4つの優先セクターと、その全てに反映されるべき横断的テーマである「男女格差是正」、「持続可能な環境」の計6つである。この優先セクターについては、

援助効果を更に向上すべく、1国につき3つ以下に限定している。

(ロ) 実績・予算等

(a) カナダの2007年度の政府開発援助間機関への拠出ならびに債務救済の減少に因り、昨年比1.2%増の40.8億米ドル(ドナー諸国間で第9位)、対GNI比は0.29%(第16位)であった(DAC統計ベース:確定値)。

カナダの政府開発援助予算は行財政改革の影響で90年代を通じて大幅に削減され、対GNI比が1986年度に0.50%でピークに達して以来下降の一途をたどり、2001年度には0.27%まで落ち込んだ。そのため、旧自由党政権が2002年の開発資金閣僚会合(モンテレイ)において、IAE(カナダの国際援助予算。政府開発援助と異なり債務救済等は含まない)を毎年8%増額し2010年度末までに2001年度実績より倍増して50億カナダ・ドルとする、との目標を掲げたことを契機に、堅実な伸びを見せている。

しかし、良好な経済成長を維持していることが一因となり、政府開発援助の対GNI比は当面0.3%前後に留まるものと見込まれており、0.7%の国連目標の達成時期は未定である。

(b) アフリカ支援については、グレンイーグルズ・サミットでの決定を踏まえ、他のG8諸国より1年早い2008年度末までに支援総額を2003年度実績より倍増して21億カナダ・ドルとする意向であることを、08年度予算にて改めて確認している。

(c) 最大の二国間援助対象国であるアフガニスタンについては、2001年度から2010年度末までの10年間で、2008年6月に追加公表された6億カナダ・ドルを含む総額19億カナダ・ドルを供与するとしている。

(ハ) 援助形態

(a) カナダは、HIPC(重債務貧困国)イニシアティブ、パリクラブを通じた二国間債務救済、および1999年にカナダが他の債権国に先駆け立ち上げたカナダ債務イニシアティブの3つのアプローチを通じて債務救済に取り組んでおり、1978

年来、総額13億カナダ・ドルの政府開発援助債務削減を行ってきた。なお、最貧国における債務累積を防止するため、有償資金協力は1986年以来行っていない。

- (b) カナダのアンタイド援助の比率は、後発開発途上国に対する支援の一部を除き全てアンタイド化すると現行方針が2002年に公表されて以来、大幅に上昇してきたものの、食糧援助のアンタイド化に対する50%制限等が障害となり、依然として他国に比して低いことが指摘されていた。そのため、2008年4月30日に、今後食糧援助を100%アンタイドとするの方針を発表し、さらに2008年9月に2013年までの今後の5年間で、援助の100%アンタイド化を実現する旨発表している。
- (c) 2002年より、援助効果向上の観点から、個別事業単位ではなく、より広範な開発計画を支援対象とするプログラムベースのアプローチ(PBA)への移行を積極的に進めている。

(2) 実施体制

(イ) 開発援助の大半は、国際協力大臣の下にあるカナダ国際開発庁(CIDA、ホームページ：<http://www.acdi-cida.gc.ca/index-e.htm>)が管轄しており、総額44億カナダ・ドルのIAEの67.9%(約30億カナダ・ドル)を計上している。ただし、事業実施の主体は、NGO、大学、協会等を含むカナダの市民社会組織(援助の約90%)、多国間機関、開発途上国政府および民間セクターであり、CIDA自身は直接実施に携わっていない。

その他の主要機関としては、債務救済および世銀グループ、地域開発銀行への拠出を担当する財務省(IAEの8.5%。以下同じ)、危機国における支援事業の中で国防省やCIDAの管轄外と

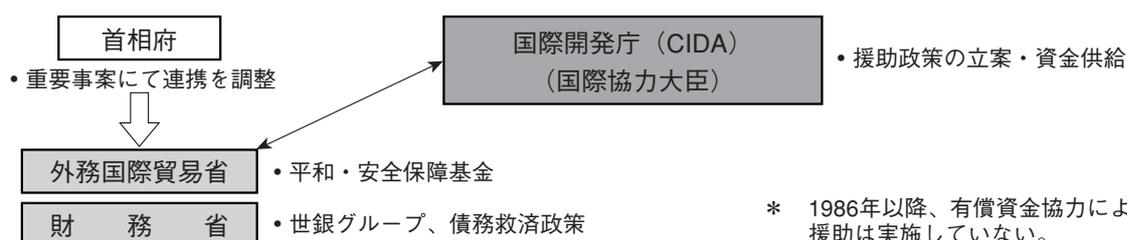
なるものを対象とする平和・安全保障基金などを主管する外務国際貿易省(8.1%)、および主に開発途上国における調査研究活動の支援を目的とする公益法人であるカナダ国際開発研究センター(3.9%)などがある。

CIDAを所管する国際協力大臣は外務大臣の下に置かれているが、CIDAに関する対議会説明責任は、年次の実績報告書および支出計画書を通じてCIDA自らが負っている。

- (ロ) 援助政策の立案や支援に関する決定は、CIDAが外務省をはじめ関係省庁と協議しつつ行っていたが、近年は、国際的に重要な事案(大規模自然災害、脆弱国での復興支援等)に関しては、政策の整合性を確保すべく、首相府の調整の下、関係省庁が連携して企画立案にあっている。特にアフガニスタン支援においては、2008年2月に内閣委員会、およびそれをサポートするタスクフォースが枢密院に設置され、CIDA、外務省、国防省、公共安全省の間で連携が図られている。
- (ハ) CIDAの職員数は、1,834人(2008年見込み)、そのうち在外勤務は約135人である。本部勤務者の割合が高いことが従前より問題視されており、従来、重要な政策、支出等に関する決定が全て中央で行われる結果、援助効果向上が極めて困難であるとの批判がなされてきた。これを改善すべく、CIDAは2007年6月に大規模な組織改革に着手し、2008年6月の完了を目処に本部から現場への人的・物的資源の再配分、権限委譲、マネジメント構造の合理化、現地職員の増員等を進めている。

在外勤務の場合は、コスト軽減を図るため、通常はCIDA独自の在外事務所は設置せず、既存在外公館に1~2名のアタッシェを派遣する形で対応している。

援助実施体制図



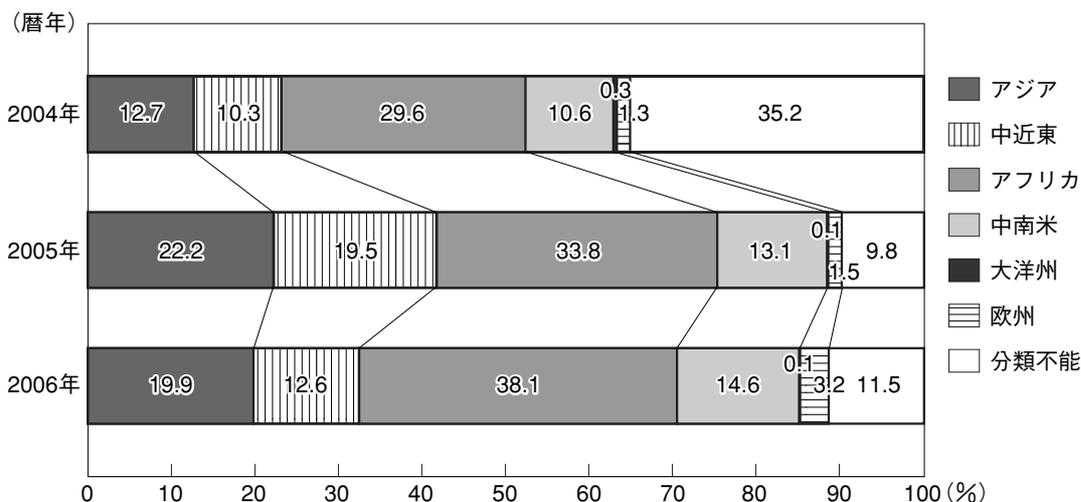
* 1986年以降、有償資金協力による政府開発援助は実施していない。

(1) 政府開発上位10か国

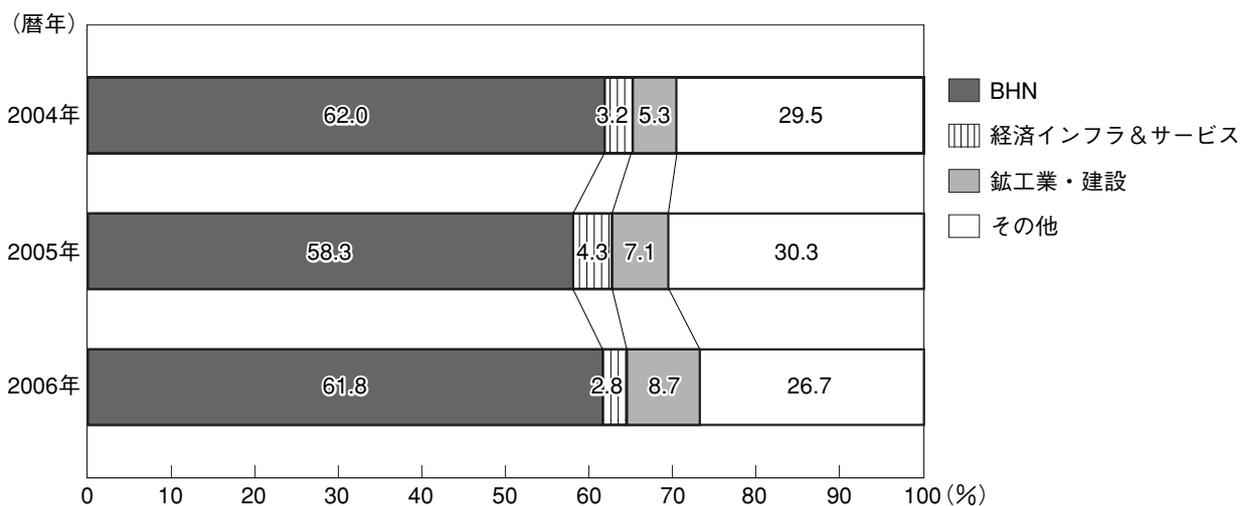
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国名	2004年		順位	国名	2005年		順位	国名	2006年	
		援助計	シェア			援助計	シェア			援助計	シェア
1	イラク	71.99	3.62	1	イラク	385.53	13.61	1	カメルーン	206.88	8.17
2	エチオピア	59.48	2.99	2	インドネシア	95.89	3.38	2	アフガニスタン	140.27	5.54
3	アフガニスタン	56.24	2.82	3	アフガニスタン	89.47	3.16	3	ハイチ	97.45	3.85
4	バングラデシュ	48.92	2.46	4	ハイチ	81.70	2.88	4	スーダン	79.30	3.13
5	ガーナ	48.54	2.44	5	エチオピア	64.93	2.29	5	エチオピア	62.48	2.47
6	マリ	44.14	2.22	6	モザンビーク	56.19	1.98	6	バングラデシュ	56.74	2.24
7	カメルーン	43.19	2.17	7	ガーナ	51.73	1.83	7	ガーナ	53.85	2.13
8	ハイチ	37.35	1.88	8	パキスタン	51.08	1.80	8	セルビア	49.92	1.97
9	中国	34.91	1.75	9	バングラデシュ	50.75	1.79	9	モザンビーク	49.36	1.95
10	インド	33.56	1.69	10	ザンビア	49.70	1.75	10	パキスタン	43.44	1.72
10位の合計		478.32	24.02	10位の合計		976.97	34.49	10位の合計		839.69	33.18
二国間援助合計		1,991.04	100.00	二国間援助合計		2,832.83	100.00	二国間援助合計		2,531.00	100.00

(2) 地域別割合の推移(外務省分類)



(3) 分野別割合の推移



⑧ イタリア

(1) 援助政策等

(イ) 基本政策

イタリアの政府開発援助基本法(1987年)は、開発援助を「イタリアの外交政策の一部であり、国連、および欧州経済共同体・ACP(アフリカ・カリブ・太平洋)間の諸協定の原則に従って民族間の団結、基本的人権の完全な尊重という目的を追求する(第1条)」ものと規定し、また、「基礎的ニーズの充足、人命の保護、環境保全、内発的発展プロセスの実現と強化、開発途上国の経済的、社会的、文化的発展を目指す(第2条)」としている。

さらに、1995年に策定された経済開発協力指針は、国際社会との協調を前面に掲げ、政治、経済、人道的な側面から、(a)対最貧国援助、(b)イタリアの安全保障に直接影響しうる開発途上国の安定強化、(c)地球規模問題解決、(d)貧困撲滅、(e)経済改革、特に、市場経済化、経済の自由化支援、(f)人道支援を政策目標としている。

(ロ) 援助規模

2007年の政府開発援助実績は確定値39億7,100万ドルとなる見込みで、対前年比で2.6%減。また、政府開発援助の対GNI比も前年から0.1%減少し0.19%。

(ハ) 対象分野・実施方針

開発協力の主要な柱として、人間の尊厳の保護、経済成長と市場拡大を通じた協調を挙げ、具体的には国連による貧困削減に向けた取組への貢献、グッドガバナンス、人権および経済開発への参画のための開発途上国の組織強化に取り組むとしている。

最優先支援地域はサブサハラ・アフリカで、同時に中東、北アフリカ、アジア等への支援も継続する。優先分野は貧困削減、環境、持続可能な開発、再生可能エネルギー、保健、農業、ジェンダー等。

NGOを通じた開発協力は1960年代から行っており、2007年には政府開発援助予算の14%がNGO支援に活用された(ただし、イタリアNGOの

みが対象でローカルNGOへの直接支援は実施していない)。主な分野は農業、社会的弱者支援、保健等で、地域はサブサハラ・アフリカ、中南米、中東・地中海・バルカン等。

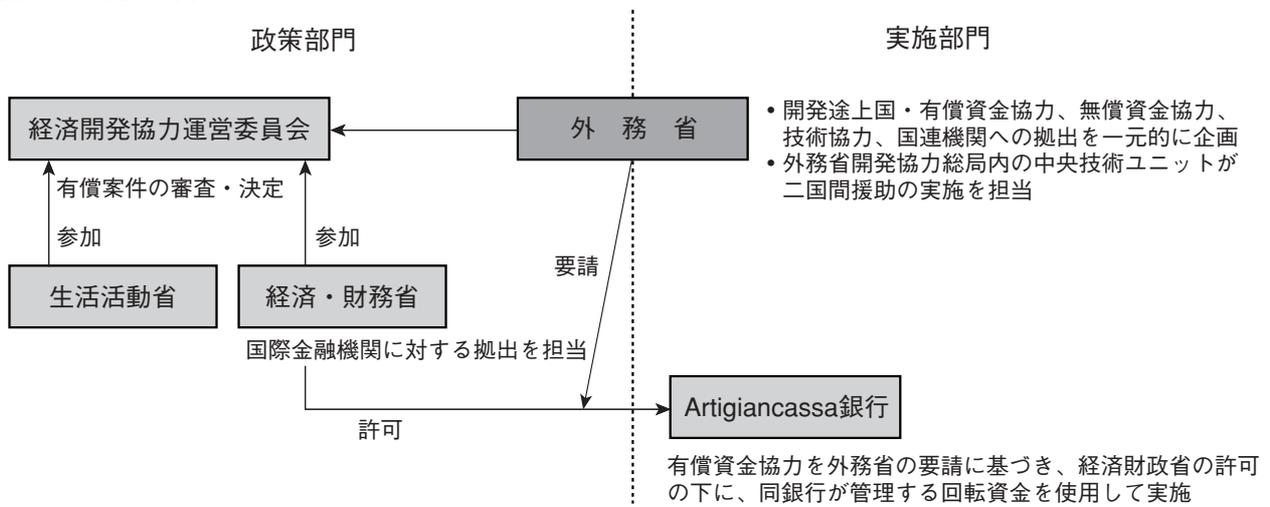
(2) 実施体制

1987年の政府開発援助基本法により規定されており、二国間援助(有償、無償・技術協力、食糧援助、文化・教育関係)および国連関係機関に対する拠出は、外務省開発協力総局が一元的に管理・実施し、世銀等国际金融機関に対する拠出については、経済・財政省が管轄している。両省で政府開発援助予算の3分の2を管轄しており、残りはNGO、地方自治体、他省庁等に配分される。関係政府機関の調整メカニズムとしては、外務大臣が主催する開発協力運営委員会があり、100万ユーロ以上の援助案件は右委員会が審査し実施の可否を決定する。

イタリア外務省開発協力総局は13課2室(中央技術ユニットおよび評価ユニット)から構成され、職員数は605名(2008年5月)である。案件実施のための独立した政府機関は存在せず、外務省開発協力総局内の中央技術ユニットに60名の経済協力専門家が配置されており、同ユニットが実施を担当する。現地での案件実施のために、中央技術ユニットの在外部門(在外技術ユニット)が25か国の在外公館内に設置されている。在外技術ユニットが設置されていない国では、現地大使館員が本国外務省内の専門家の支援を受けつつ、実施を担当する。

有償資金協力に関する借款契約締結、貸付実行、回収業務は、かつては政府機関の中期信用金庫が外務省の指示の下でこれを行っていたが、1997年に入札制度が導入され、民間銀行がこれらの業務を行っている。

援助実施体制図

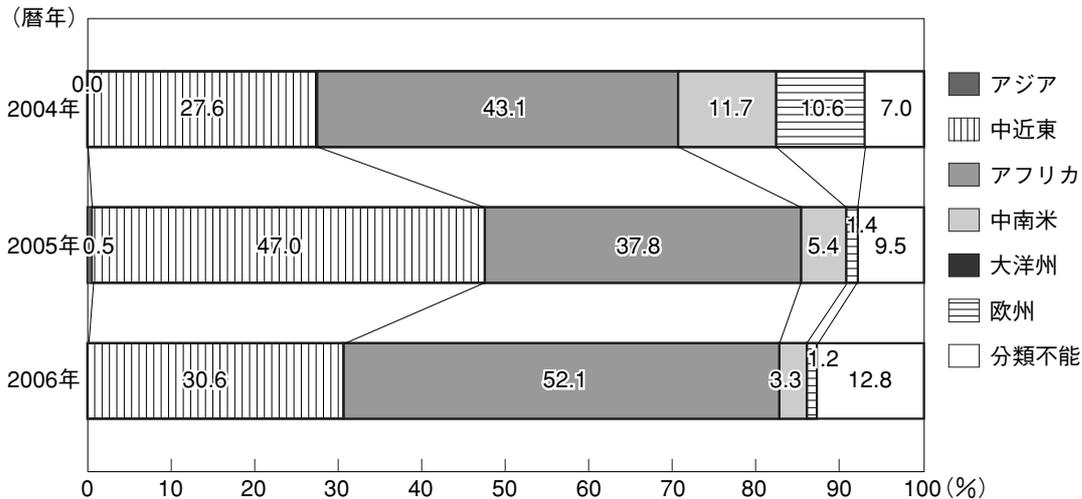


(1) 政府開発上位10か国

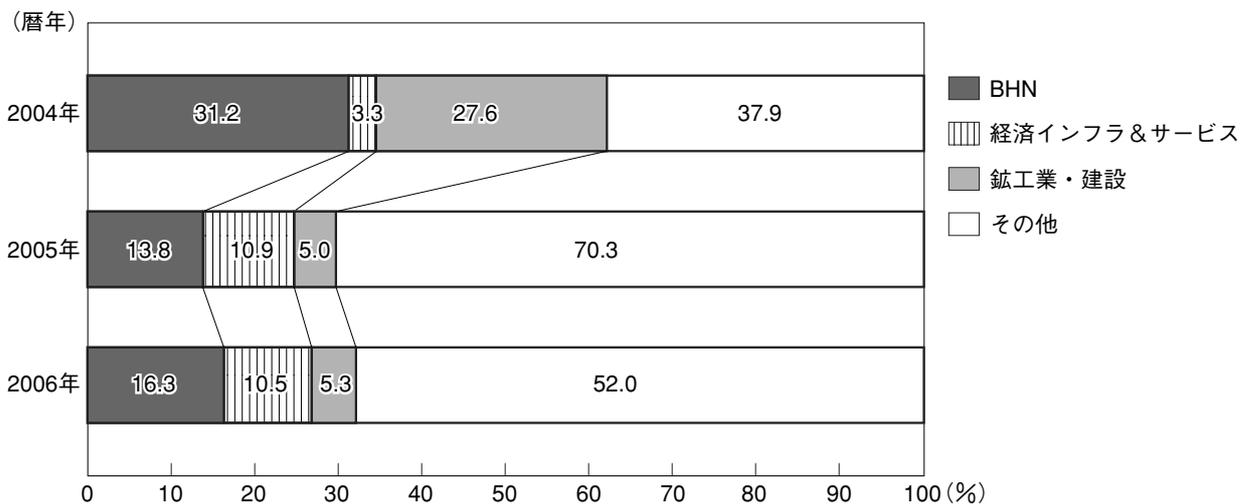
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国名	2004年		順位	国名	2005年		順位	国名	2006年	
		援助計	シェア			援助計	シェア			援助計	シェア
1	コートジボワール	49.73	7.06	1	イラク	953.71	42.02	1	ナイジェリア	754.98	37.73
2	マダガスカル	43.31	6.15	2	ナイジェリア	529.62	23.34	2	イラク	485.18	24.25
3	アフガニスタン	37.31	5.30	3	エチオピア	86.93	3.83	3	セルビア	129.65	6.48
4	アルジェリア	29.69	4.22	4	ニカラグア	80.96	3.57	4	エチオピア	105.39	5.27
5	イラク	28.73	4.08	5	コンゴ共和国	61.24	2.70	5	カメルーン	63.63	3.18
6	モザンビーク	26.99	3.83	6	マダガスカル	51.00	2.25	6	ザンビア	51.66	2.58
7	シエラレオネ	24.93	3.54	7	モロッコ	39.43	1.74	7	レバノン	44.26	2.21
8	コンゴ民主共和国	23.80	3.38	8	アフガニスタン	27.39	1.21	8	アフガニスタン	32.50	1.62
9	チュニジア	20.00	2.84	9	エリトリア	25.00	1.10	9	モザンビーク	30.24	1.51
10	ホンジュラス	19.62	2.79	10	ホンジュラス	23.51	1.04	10	アルバニア	30.13	1.51
10位の合計		304.11	43.19	10位の合計		1,878.79	82.78	10位の合計		1,727.62	86.34
二国間援助合計		704.17	100.00	二国間援助合計		2,269.54	100.00	二国間援助合計		2,000.93	100.00

(2) 地域別割合の推移(外務省分類)



(3) 分野別割合の推移



9 ノルウェー

(1) 援助政策等

ノルウェーは、貧困撲滅および開発促進のために、資金援助に加え、平和、生命および財産の安全が保障されることが必要不可欠との認識の下で開発援助政策を実施している。援助資金はすべてがアタイド、かつそのほとんどが無償である。また援助政策の基本原則として、相手国が何に重点を置いているかを念頭に置きつつ、援助資金の用途を相手国に全て任せる手法が採用されている。

近年の援助実績は2005年179億ノルウェー・クローネ(NOK、1クローネは約20円)、2006年190億NOK、2007年208億NOKと、毎年増額されてきている。なお、2008年の政府開発援助予算額は223億NOKとなっている。

ノルウェーは開発援助開始50周年を迎えた2002年、政府は「貧困削減に関する行動計画」を発表した。本計画ではMDGs達成のため、2005年までに援助額の対GNI比率を1%まで引き上げるとの目標のもと予算編成においては年々対GNI比を引き上げ、2008年で0.98%とした。ただし、本目標は予想以上の経済成長を背景に予算上の比率にも達していない(2005年0.93%、2006年0.89%、2007年0.90%)。

伝統的に国際機関、特に国連を通じた援助を重視している。2006年実績で見ると、国際機関への一般的拠出は総額の28%、国際機関を通じた二国間援助は22%、二国間直接援助は45%であった。

現政権は援助政策の優先分野として(イ)環境および持続的開発、(ロ)平和構築、人権および人道、(ハ)女性、男女共同参画、(ニ)石油・エネルギー分野、(ホ)グッド・ガバナンスおよび腐敗対策の5項目を掲げている。また近年では上記項目に加え、保健医療分野、特に幼児死亡率削減および感染症対策も強化している。

上記(イ)に関し、政府は2006年6月、今後10年間の環境に係る開発援助の方向性を示した「環境開発行動計画」を策定した。同計画では貧困撲滅と世界の開発問題解決のためには環境問題の解決が必要であり、かつノルウェーがこの分野で世界を

リードしたいとの意思を表明した。

また上記(ニ)および(ホ)に関しては、石油生産国としての自国の経験を踏まえ、独自の援助方針として「開発のための石油(Oil for Development)イニシアティブ」を策定している。具体的には、天然資源を産出する開発途上国が、天然資源からの収入を国民の利益とする(自国の貧困対策資金への充当等)よう、資源収入の適切な管理・運用システムを構築するための支援に力を入れている。なお、2007年、ノルウェー政府の誘致により、採取産業の透明性イニシアティブ(EITI)の国際事務局が英国からオスロに移転した。

2006年、最大の二国間援助対象地域はアフリカ(二国間援助総額の39%)であり、次いでアジア・大洋州地域(17%)、中東(7%)、欧州(6%)、中南米(5%)の順であった。また国・地域別では合計114か国・地域に援助を供与し、援助額の上位3か国・地域は多い順にスーダン、パレスチナ地域、タンザニアであった。

現在、マラウイ、タンザニア、モザンビーク、ウガンダ、ザンビア、バングラデシュおよびネパールの7か国を「主要援助受取国(Main Partner)」と定め、これらの国に対し長期的計画に基づく継続的かつ重点的な援助を実施している。またこの他にも人道的観点を重視、アフガニスタン、スリランカ等に対する援助も行っている。

(2) 実施体制

ノルウェー外務省が政府開発援助を所掌する。この他援助実施・評価機関としてノルウェー開発協力庁(NORAD:Norwegian Agency for Development Cooperation)、また関連機関としてノルウェー開発途上国投資資金(NorFund:Norwegian Investment Fund for Development Countries)がある。

国際機関を通じた援助および二国間援助は原則外務省(主に在外公館)で実施される。外務省における援助関係者は在外の大使館における援助関係要員も含め504名(2006年3月現在)である。

外務省はかつての開発協力省をその機構に取り

込んでおり、外務大臣および開発援助大臣(現大臣は環境大臣を兼務)の2大臣が外務省内に存在する。両大臣の協議を経て、外務省によって援助政策の立案、国ごとの援助戦略の策定、多国間援助および二国間援助を実施している。

対外援助は重要な外交政策であることから、国会が政策・予算の策定に大きく関与している。主要援助受取国の選定を含めた援助政策は上記2大臣と議会の協議を経て決定されるほか、対外援助予算も国別、地域別割当を国会が決議し、内容の変更には国会の承認が必要となっている。

NORADは2004年以降、援助政策の重要なパートナーであるNGOを通じた資金支援という形で二国間援助の一部を実施している。またNORADは、援助に関する専門技術の育成について中心的な役割を担うと共に、援助が効率的に実施されるよう専門的な助言および情報提供を行う。NORADは228名(2007年3月現在)の人員を擁する。

またNorFundは、開発途上国の経済成長と貧困削減を目的として、開発途上国における高収益かつ持続性のある事業に投融資および融資保証を行う。2006年12月末現在、NorFundの資本金(毎年国の政府開発援助予算から繰入れ)は34億NOK、2006年の投融資案件は50件(アフリカ地域38%、アジア・太平洋地域37%、アメリカ地域18%、その他7%)となっている。

【関連ホームページ】

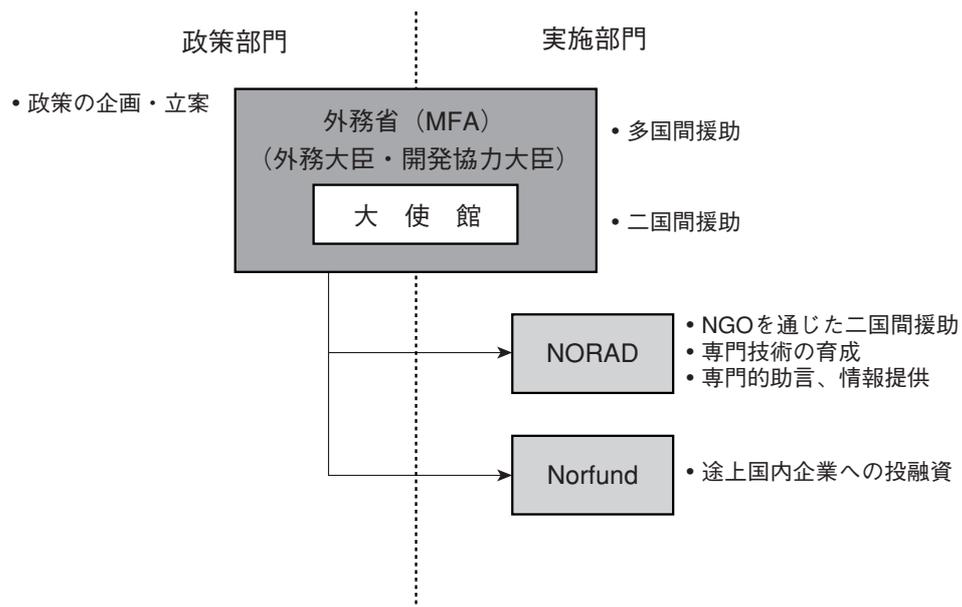
- ノルウェー外務省：

<http://www.regjeringen.no/en/dep/ud.html?id=833>(“Development Cooperation”のページ参照)

- NORAD：<http://www.norad.no/>

- NorFund：<http://www.norfund.no/>

援助実施体制図

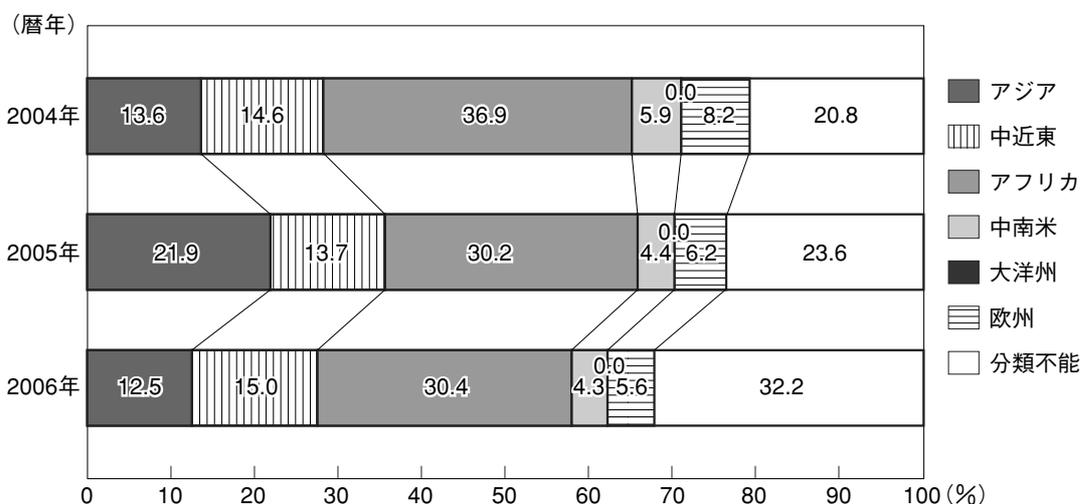


(1) 政府開発上位10か国

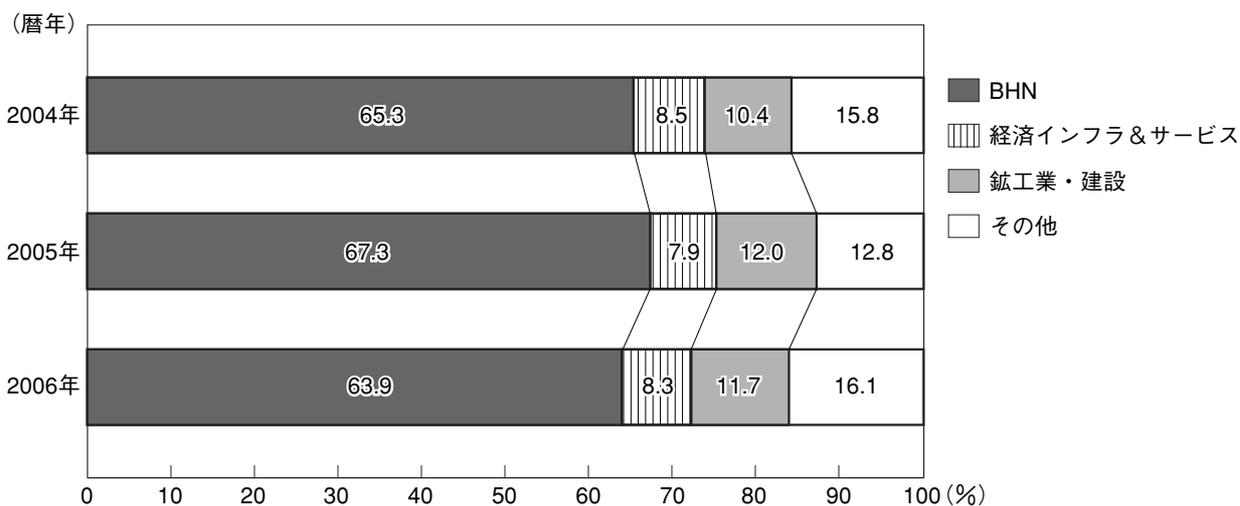
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国名	2004年		順位	国名	2005年		順位	国名	2006年	
		援助計	シェア			援助計	シェア			援助計	シェア
1	アフガニスタン	67.73	4.41	1	スーダン	98.69	4.86	1	スーダン	106.94	4.87
2	モザンビーク	61.06	3.97	2	パキスタン	82.68	4.07	2	パレスチナ自治地域	87.76	3.99
3	タンザニア	59.60	3.88	3	パレスチナ自治地域	74.00	3.64	3	タンザニア	75.37	3.43
4	スーダン	57.19	3.72	4	モザンビーク	67.94	3.34	4	アフガニスタン	69.68	3.17
5	パレスチナ自治地域	53.83	3.50	5	スリランカ	65.98	3.25	5	ザンビア	66.22	3.01
6	ウガンダ	41.67	2.71	6	タンザニア	60.30	2.97	6	モザンビーク	64.25	2.92
7	ザンビア	37.36	2.43	7	アフガニスタン	59.95	2.95	7	ウガンダ	50.46	2.30
8	セルビア	37.04	2.41	8	マラウイ	49.09	2.42	8	マラウイ	50.26	2.29
9	エチオピア	34.04	2.22	9	ザンビア	48.97	2.41	9	エチオピア	41.80	1.90
10	ソマリア	33.69	2.19	10	ウガンダ	45.53	2.24	10	スリランカ	37.28	1.70
10位の合計		483.21	31.45	10位の合計		653.13	32.13	10位の合計		650.02	29.58
二国間援助合計		1,536.48	100.00	二国間援助合計		2,032.52	100.00	二国間援助合計		2,197.57	100.00

(2) 地域別割合の推移(外務省分類)



(3) 分野別割合の推移



10 デンマーク

(1) 援助政策等

(イ) 基本政策

デンマークは、国連ミレニアム開発目標(MDGs)で掲げられた「政府開発援助の対GNI比0.7%」を既に達成している国の1つである。現在のラスムセン内閣(自由党・保守党連立)は、「政府開発援助予算が対GNI比0.8%を下回らないことを保証する」との方針を示しており、2007年度も対GNI比0.81%を確保した。

デンマーク外務省は、今後5年間に展望した援助活動方針を毎年改訂しているが、2007年8月に発表した2008～2011年の新方針「すべての人のための世界(A World for All)」では、引き続き「アフリカ支援」を長期的な最重要課題として位置付けるとともに、新たに「女性の権利と機会」に焦点を当てた援助の比重を高めていく方針を打ち出した。

また、年度ごとの重点分野として、2008年度は(a)気候変動(含むエネルギー、環境)、(b)移民と開発、(c)安定と民主主義(含む脆弱^{ぜい}国家と紛争予防)の3つの課題を掲げ、特に気候変動については、2009年のCOP15開催国として、援助政策においても積極的な姿勢を示している。

(ロ) 援助対象地域

最優先課題であるアフリカ支援に関し、政府はラスムセン首相を委員長、アフリカ諸国首脳、国際機関幹部等を委員とする「アフリカ委員会(Africa Commission: Commission on Effective Development Cooperation with Africa)」を2008年4月に設立した。同委員会は、「若者と雇用」をテーマに、効果的なアフリカ支援のあり方について検討を重ね、2009年5月を目処に国際社会に向けた政策提言をとりまとめる予定である。

2007年度政府開発援助実績における二国間援助の比率は65.5%であり、そのうち約52%がアフリカ地域に、約23%がアジア地域に充てられている。二国間援助については、アフリカ10か国(ウガンダ、エジプト、ガーナ、ケニア、ザンビア、タンザ

ニア、ブルキナファソ、ベナン、マリ、モザンビーク)、アジア・中南米6か国(ネパール、バングラデシュ、ブータン、ベトナム、ニカラグア、ボリビア)の計16か国を「プログラム・カントリー」に指定し、集中的な援助を実施している。

(2) 実施体制

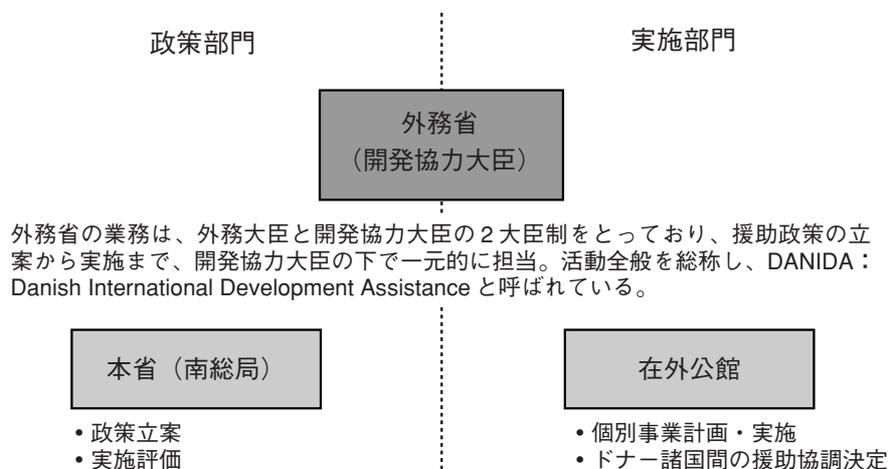
デンマーク外務省は外務大臣および開発協力大臣の2大臣制を採っており、外務省南総局が開発途上国全般の業務を担当し、その中で開発援助にかかわる業務を実施している。こうした開発援助活動全般は、DANIDA: Danish International Development Assistanceと呼称されている。

特徴としては、意思決定プロセスが分権化されていることである。外務本省が優先課題等の全体戦略を立案する一方、個別事業の計画・実施は在外公館(援助対象国所在の大使館、国際機関代表部)に権限が委譲されている。これにより、新たなニーズに迅速に対応し、援助諸国やドナー諸国との調整・協調も柔軟に行われるため、効率性の向上につながっている。

NGOの活用については、二国間援助の約12%がデンマークのNGOを通じて実施されている。政府は2000年に発表した「市民社会戦略」においてNGOを通じた援助のチャネルを拡大する方針を打ち出す一方、2006年より政府資金が提供される事業の実施にあたり、事業予算の10%をNGOが自己調達する要件を課し、NGOの自活能力の向上を促している。

援助の評価については、外務省南総局内に実施中の援助事業の質を確認する部署、および事業実施後の評価報告を行う事業評価事務局が置かれている。

援助実施体制図



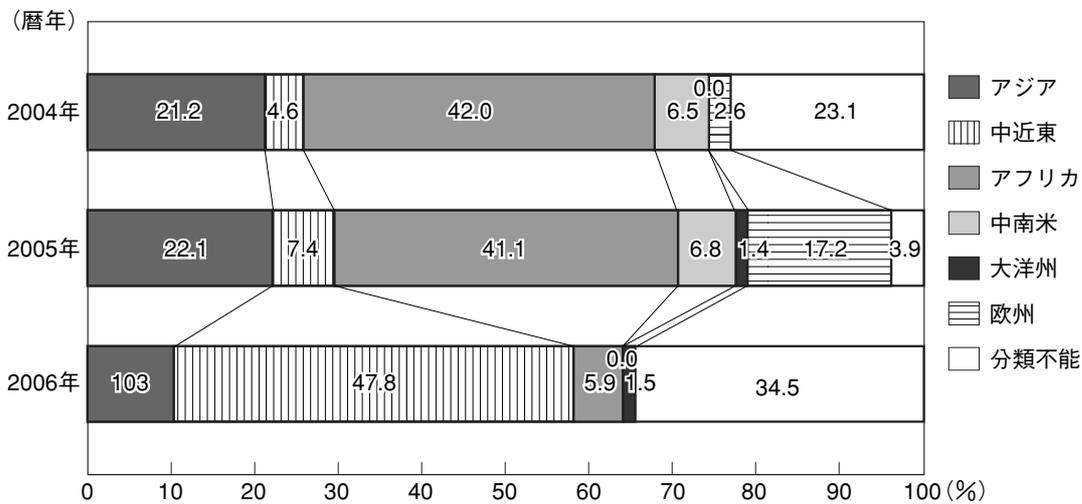
デンマーク外務省ホームページ：<http://www.um.dk/en/>
(政府開発援助年次報告書、評価報告書等閲覧可能)

(1) 政府開発上位10か国

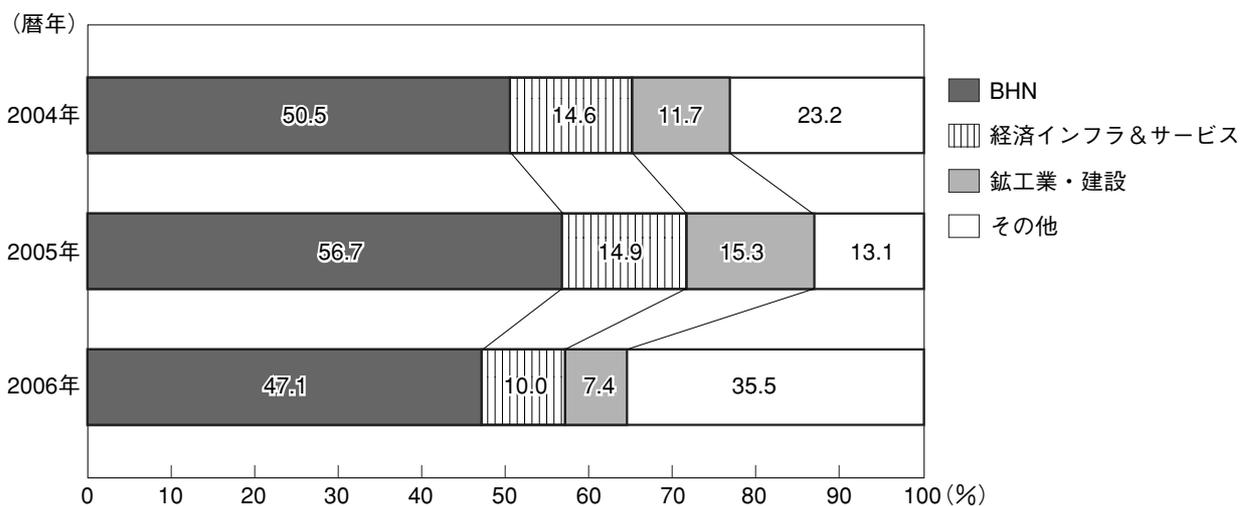
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国名	2004年		順位	国名	2005年		順位	国名	2006年	
		援助計	シェア			援助計	シェア			援助計	シェア
1	タンザニア	93.93	7.81	1	タンザニア	84.73	6.24	1	タンザニア	95.31	6.51
2	モザンビーク	67.42	5.61	2	ベトナム	72.46	5.34	2	ナイジェリア	85.23	5.82
3	ウガンダ	61.31	5.10	3	モザンビーク	64.87	4.78	3	ウガンダ	78.50	5.36
4	ガーナ	59.72	4.97	4	ウガンダ	63.72	4.69	4	モザンビーク	71.07	4.85
5	ベトナム	59.40	4.94	5	ガーナ	56.07	4.13	5	ベトナム	71.03	4.85
6	バングラデシュ	45.67	3.80	6	バングラデシュ	50.36	3.71	6	ガーナ	64.34	4.40
7	ザンビア	45.10	3.75	7	ブルキナファソ	48.79	3.59	7	ザンビア	48.66	3.32
8	ニカラグア	37.70	3.14	8	ザンビア	48.43	3.57	8	バングラデシュ	44.05	3.01
9	ネパール	34.25	2.85	9	ニカラグア	36.67	2.70	9	ケニア	43.66	2.98
10	ブルキナファソ	32.84	2.73	10	ベナン	35.87	2.64	10	ニカラグア	42.67	2.91
10位の合計		537.34	44.70	10位の合計		561.97	41.40	10位の合計		644.52	44.03
二国間援助合計		1,202.05	100.00	二国間援助合計		1,357.48	100.00	二国間援助合計		1,463.91	100.00

(2) 地域別割合の推移(外務省分類)



(3) 分野別割合の推移



11 オーストラリア

(1) 援助政策等

2007年11月に11年ぶりに政権を奪回した労働党政権は、オーストラリアの政府開発援助を2015～2016年までに国内総生産(GNI)比0.5%まで増額するとの選挙公約の履行の一環として、2008～2009年政府開発援助予算をGNI比0.32%とするとともに、2009～2010年予算を同0.35%、2010～2011年予算を同0.37%、2011～2012年予算を同0.38%まで増額させる予定である旨発表した。

労働党政権は、また、2008年5月の2008～09年予算発表に合わせて、貧困対策への有効な指標としてミレニアム開発目標(MDGs)の早期達成に重点を置くことを明らかにし、MDGs実現のために国連関連機関に対し、保健、輸送・水供給・衛生等の分野のインフラ、地域発展と環境等に重点を置きつつ、4年間にわたり2億豪ドルの支援を行うことを公表した。また、選挙公約として掲げた気候変動対策(特に開発途上国の適応努力の強化)、身障者対策、水・衛生分野についてそれぞれ複数年にわたった支援を行うとしている(特に、水・衛生分野については3年間で3億オーストラリア・ドルを供与)。

重点地域は、アジア太平洋地域、就中近隣諸国に焦点をあてる政策は前政権から変わっていない(特にインドネシアとPNGが重点国)。他方、太平洋島嶼国との関係では、2008年ラッド首相がPNGを訪問した際に発表した「ポート・モレスビー宣言」の「開発のための太平洋パートナーシップ」に基づき、相互の尊敬と責任を基礎とし、島嶼国のガバナンス向上、インフラ整備、保健および教育支援にコミットしていくとの立場を示しており、前政権の「介入アプローチ」よりも「国造り」に重点を置いている。また、前政権よりもアフリカ支援やイラク、アフガニスタンの復興支援を強化していくとしている。

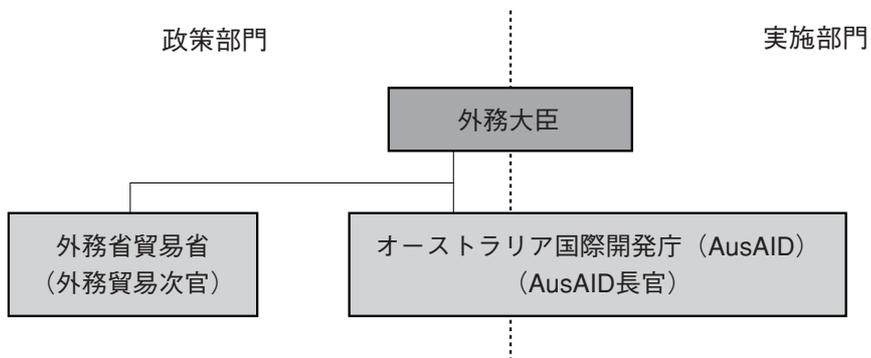
なお、2008/2009年度予算の援助総額は36億5,990万オーストラリア・ドルで前年度比8.4%増である。セクター別では、良い統治分野の援助が最大の22%を占めている。国別では、インドネシア、パプアニューギニア、イラクの順となっている。

(2) 実施体制

1995年3月に設置されたオーストラリア国際開発庁(AusAID: Australian Agency for International Development)は、行政上は独立した機関であるが、AusAID長官は援助政策策定・実施において外務大臣の直接の指示を仰ぐ立場にある(旧労働党政権時代は開発協力大臣(閣外大臣)がAusAIDを所管していたが、前保守党政権および現労働党政権においては外務大臣が所管している)。なお、同長官は組織運営の観点からは外務貿易次官の指揮下に入る。AusAIDは対外援助政策の企画・立案を所掌しているが、対外援助の最終的な責任大臣は外務大臣であるため、外交政策と政府開発援助政策の一貫性が確保されている。AusAIDが対外援助政策を策定するに当たっては、機微な問題や政策的な問題については外務貿易省に報告し、助言を得ている。関係省庁との関係では、定例の省庁横断的な調整会議は存在しないが、必要に応じて省庁間会議(Inter Departmental Committee)を開催し、連携を保っている。また、実際の援助実施を円滑にするため、AusAIDと主要省庁(農業・漁業・林業省、財務省、連邦警察、司法省、予算・行政省、公共サービス省、保健・高齢化省)との間で戦略的パートナーシップ協定(Strategic Partnerships Agreements)が締結されている。援助活動におけるパートナーとしてNGOを積極的に取り込むために、一定の要件を満たしたNGOに対し資金援助を行うプログラム(ANCP)を実施している。

AusAIDは国内事務所1か所、海外事務所24か所を有し、定員はオーストラリア国内583名、在外68名の合計583名(2007年6月現在。2006/2007年年次報告)である。海外においてAusAIDの海外事務所と在外公館が併存する場合には、AusAIDが一義的に援助を担当するが、AusAIDの事務所が存在しない国においては、在外公館の職員が援助を担当する。

援助実施体制図

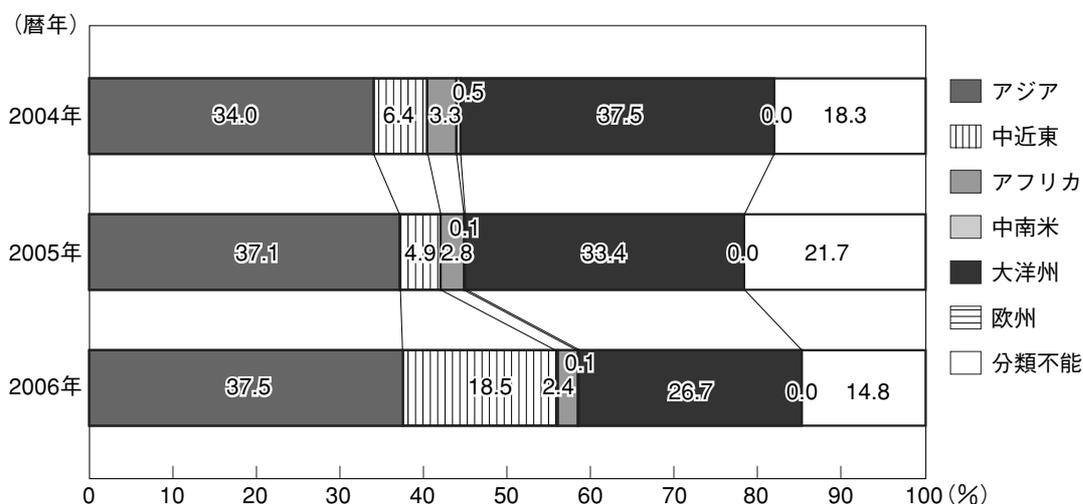


(1) 政府開発上位10か国

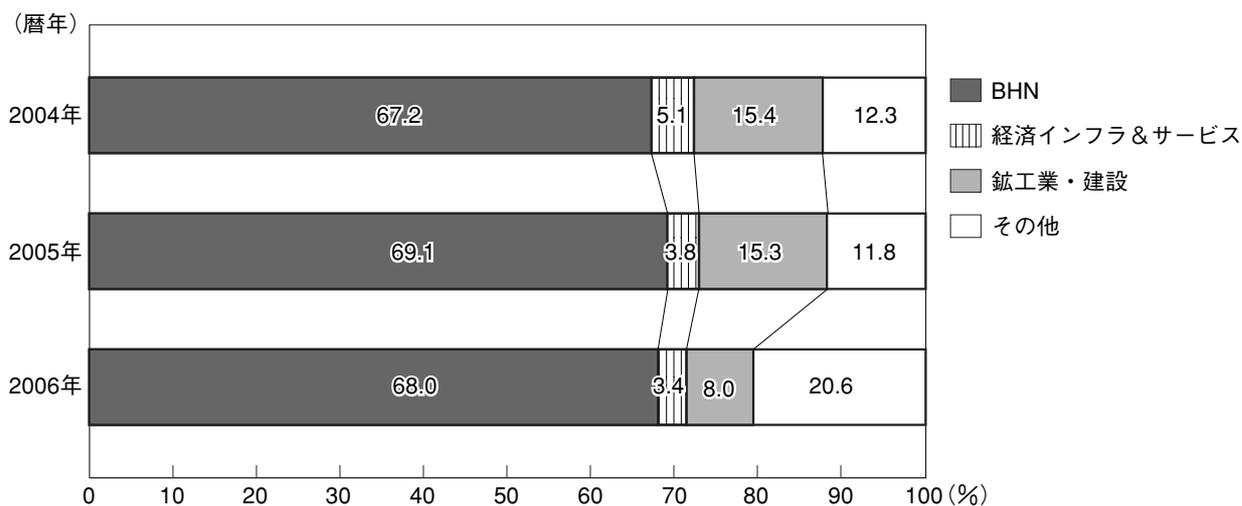
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国名	2004年		順位	国名	2005年		順位	国名	2006年	
		援助計	シェア			援助計	シェア			援助計	シェア
1	パプアニューギニア	242.31	20.35	1	パプアニューギニア	233.71	16.13	1	インドネシア	310.38	17.28
2	インドネシア	106.11	8.91	2	インドネシア	184.67	12.74	2	イラク	274.61	15.29
3	ソロモン	102.16	8.58	3	ソロモン	143.02	9.87	3	パプアニューギニア	242.17	13.48
4	ベトナム	48.35	4.06	4	ベトナム	50.85	3.51	4	ソロモン	146.42	8.15
5	中国	37.54	3.15	5	スリランカ	43.27	2.99	5	フィリピン	52.18	2.91
6	東ティモール	35.25	2.96	6	フィリピン	43.10	2.97	6	ベトナム	48.45	2.70
7	フィリピン	33.63	2.82	7	東ティモール	38.02	2.62	7	東ティモール	46.08	2.57
8	イラク	30.73	2.58	8	中国	34.75	2.40	8	中国	34.55	1.92
9	カンボジア	25.01	2.10	9	カンボジア	28.39	1.96	9	カンボジア	33.10	1.84
10	バングラデシュ	24.60	2.07	10	イラク	24.56	1.69	10	パキスタン	29.40	1.64
10位の合計		685.69	57.59	10位の合計		824.34	56.89	10位の合計		1,217.34	67.78
二国間援助合計		1,190.55	100.00	二国間援助合計		1,449.00	100.00	二国間援助合計		1,796.03	100.00

(2) 地域別割合の推移(外務省分類)



(3) 分野別割合の推移



12 ブラジル

(1) 援助政策等

(イ) 外交の一部としての政府開発援助政策とその目標

- (a) 外交政策上援助協力の重要性は高い。優先課題は、受益国の住民の社会正義・生活水準の向上および持続的開発に重点を置き、それを達成するためのツールとして南南協力が重視されている。ブラジル政府の技術協力の定義は「被援助国の国民に対し、生活水準の向上・改善、持続的開発および社会開発に貢献する上でポジティブなインパクトを与える重要な戦略的パートナーシップのオプション」である。
- (b) 政府開発援助というよりも、開発途上国間協力といった意味合いが強い。その目的としては、ブラジルと開発途上国間の関係緊密化を促進し、両国実施機関の能力強化、人材育成、技術の開発、普及および活用を掲げている。
- (c) 援助実施指針(2004年)によれば、重点課題は ①ブラジル外交政策上の重要国家等に対するブラジルとの関係強化を促進する技術協力プログラムの実施、②被援助国の国家開発優先課題およびプログラムに即したプロジェクトの支援、③協力成果のインパクトの観点から相乗効果が見込める案件への集中、④より大きなインパクトが期待できるプロジェクトの集中実施、⑤可能な限りブラジル側実施機関の実効的参加の促進、⑥国内機関との連携優先、である。

(ロ) 援助政策における特徴

- (a) 新興援助国と受益国としての側面を持つ。南南協力を特化した部署を外務省国際協力庁(ABC)内に設置しているが、開発途上国間の協力といった意味合いが強く、現ルーラ政権になると、中南米におけるブラジルの主導的な役割、アフリカへの積極外交を背景として、社会経済開発を目的とした地域コミュニティーの能力強化に係る技術支援を国際協力の具体

的な柱とし、相互扶助を基本としている。

- (b) また、温帯地域に属する先進国ドナーにはない熱帯・亜熱帯等多様な気候風土、南米における旧植民地国家、ポルトガル語国家である等の特性を生かした支援を行っている。具体的には、①近隣諸国・ラテンアメリカ諸国への協力、②ポルトガル語圏諸国への協力(ポルトガル語圏アフリカおよび東チモール)、③広域協力:メルコスール諸国と共同で設置した技術協力審議会(CCT)等を通じた、メルコスール諸国共同での協力の模索、④同様に、ポルトガル語圏諸国共同体(CPLP)レベルでの広域協力の推進(実質的には上記②と同義の内容になっている)、⑤インド・ブラジル・南アフリカ合同フォーラム(IBSA)の開催(科学技術、保健、貧困対策等についての技術協力実施検討)等。
- (c) 援助における重点セクターとしては、①農牧業、②エネルギー・バイオ燃料、③環境、④保健、⑤社会開発、⑥教育・職業訓練、⑦公共行政・運営、⑧情報技術・電子ガバナンス、⑨防災、⑩都市開発、⑪運輸交通、が挙げられている。
- (d) MDGsの理念に沿った活動を前提としてはいるが、特に優先とする活動は持っていない。
- (e) 援助協調については、ドナー間連携といったスタンスは有しておらず、メルコスール、IBSA等ブロック間諸国の協調を優先している。
- (f) 2006年の予算額は約3,000万USDドルであり、新興援助国中では規模が大きい(注)。

(ハ) 三角協力

技術協力の実施にあたり、近年ブラジルは新しい三角協力の枠組みを模索してきている。三角協力を推進することで、予算面・プロジェクト実施面においてパートナー国からサポートを得ることが可能となり、ブラジルの援助国としての技術移転能力を強化するための重要な手段となることが期待されている。

注：チリ:600万ドル、メキシコ:70万ドル程度

(a) 日本との連携

①過去の日本による技術協力でカウンターパートとなったブラジルの機関が、その技術を第三国に普及することを基本的な目的とし、「第三国研修」を行っている。1985年に開始された「工業電気・電子コース」を皮切りに、これまで延べ39コースを実施している。当初は中南米諸国を対象とするコースが主であったが、近年はポルトガル語圏アフリカ諸国を対象とするコースも増えている。2007年度末までに1,500名以上が本スキームによる研修に参加した。なお、「日本・ブラジル・パートナーシッププログラム(JBPP)」が開始された後は、第三国研修はJBPP中の1スキームとして位置づけられるようになっている。

②日本とブラジルが対等のパートナーとして第三国に対し共同で協力を実施することの促進を目的として、JBPPが2000年3月に署名された。その後、両国間協議を通じた共通の関心事項等の調整のもと、2007年6月にブラジルで開催された第3回JBPP計画委員会において、重点地域・重点分野を確認し、また早期に第三国での共同プロジェクトを実施することを合意し、第一号案件となる「アンゴラ国ジョシナ・マシェル病院機能強化研修」を10月より開始した。また第一号の共同セミナー「地域警察国際セミナー」も同月に開催する等実績を積んでおり、また同時に複数の案件形成を進めている。なお、JBPPは[1]過去の日本からの技術協力に礎を置いた第三国研修(TCTP)、[2]日本からの技術協力実績に由来しない共同研修(JTP)、[3]ブラジルまたは第三国における共同セミナー、[4]第三国における共同プロジェクトの4スキームからなる。

(b) 国際機関との連携

ABCには多国間協力総合調整部(CGRM)が設置され、主に国際機関と連携した三角協力を推進している。例えばハイチでは、世銀と連携し学校給食プロジェクト、ワクチン接種プロジェクト等を実施している。また、UNDPの南南協力基金にも資金を拠出している。なお、二国

間協力ドナーも積極的にこの三角協力の案件形成を進めている。

(2) 実施体制

(イ) 主務官庁としての外務省

(a) ブラジルは受益国として1950年、外務省、大統領府企画局および関連省庁により結成された国家技術支援審議会(CNAT)の設立をもって、技術協力受入促進を図ったのが協力活動のはじまりとなり、国連・米州開発機構からの援助受入が主な活動であった。1969年同審議会は解散し、国際協力は大統領府企画局と外務省が並行して管轄することとなった。その後1984年それぞれ同企画局国際協力副局(SUBIN)と外務省国際協力局に発展し、前者が協力の技術的实施(案件発掘、分析、評価およびモニタリング)を担当し、後者が技術協力の政治的管理を行っていたため協力統括者の二分化を招いたが、両権能を統合したブラジル国際協力庁(ABC)が1987年に発足するに従い、外務省が主務官庁として確定した。ABCは1996年外務省総合調整局に編入され、ブラジル国際協力庁として活動を開始、現在に至っている。

(b) ABCの現在の機能は、「全ての技術分野に係る開発協力に関し、ドナー国および国際機関から受け入れる協力並びにブラジルおよび開発途上国間の協力について、国家レベルにおいて調整、交渉、採択、管理および評価を行うこと」とされている。

(ロ) 実施機関

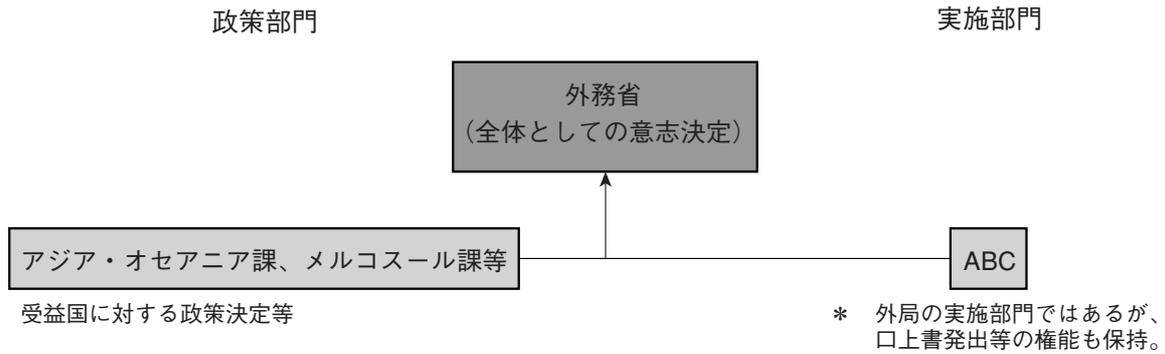
(a) ABCはブラジル外務省の外交政策に則り、かつ政府各部門の国家計画・プログラムにより策定される国家優先課題に従い、ブラジルと協力相手国との国際協力協定の範囲内で活動を行っている。

(b) ABCは次の部門により構成されている。①開発途上国間協力総合調整部(CGPD)、②二国間協力受入総合調整部(CGRB)、③多国間協力総合調整部(CGRM)、④農牧業・エネルギー・バイオ燃料および環境協力総合調整部(CGMA)、⑤情報技術・電子ガバナ

ス・防災・都市開発および運輸交通協力総合調整部(CGTI)、⑥保健・社会開発・教育および職業訓練協力総合調整部(CGDS)、

⑦プロジェクト管理・運営企画総合調整部(CGAP)。

援助実施体制図



(1) 援助政策等

(イ) 援助政策等

総論

中国統計年鑑(2007年版)によれば、2006年の「対外援助支出」は82.37億元。これは、前年の74.70億元との比較では10%の増加(なお、中央国家財政支出全体に占める割合は0.85%から0.82%に微減)。また、中国商務年鑑(2007年版)には、2006年の中国の対外援助に関し、(a)99か国に援助を提供、(b)フルセット型プロジェクト(中文:成套項目)については、新たにコミットしたプロジェクトが51(アフリカ連合会議センター、モンゴル・ウランバートル体育館等)、新たに着工に至ったプロジェクトが26(ネパール公務員病院、ブルンジ高等師範学校等)、完成し引き渡されたプロジェクトが33(パキスタン・グアダル港第一期、ラオス・昆明～バンコク高速道路等)、(c)物資供与型プロジェクト(中文:物資項目)については87(北朝鮮支援重油、イラク支援コンテナ検査設備等)、(d)中国輸出入銀行が認可した優遇借款プロジェクトは29(フィリピン・コンテナ検査設備等)、等の実績が紹介されている。

(ロ) 対外援助方針

対外援助全般に関する方針としては、最近では2005年9月の国連特別首脳会合において、胡錦濤国家主席が、(a)中国と国交を有する全てのLDC(39か国)の一部の商品にゼロ関税を適用、(b)重債務貧国およびLDCへの援助規模をさらに拡大し、今後2年間以内に2004年末で満期が到来する債務(無利子および低利借款)の免除、(c)今後3年間で開発途上国に100億ドルの優遇借款および優遇輸出信用を供与、(d)今後3年間に開発途上国、特にアフリカ諸国に対する援助を増加し、医薬品、医療設備、医療人材の面で協力、(e)今後3年間に3万人の人材育成を実施、との5項目の措置を発表した。

重点地域:アフリカ

(a) 中国の対外援助において、特にアフリカ諸国に対しては、「援助額の倍増」を表明(下記参

照)する等重点地域とされていることが伺われる(ただし、対外援助支出に占めるアフリカ諸国の割合等は明確にされていない)。中国政府が2006年1月に発表した「中国の対アフリカ政策文書」においては、「誠実・友好、平等互惠、連帯・協力、共同の発展」を、中国・アフリカ間の交流と協力の原則とし、この中で経済援助については、「中国政府は自国の財源と経済状況に基づいて、引き続きアフリカ諸国にできる限りの、政治的条件のつかない援助を提供するとともに、徐々に増やしていく」としている。

また、中国政府は、中国とアフリカは相互に助け合い、相互に利益をもたらす関係にあること、同様の歴史的境遇を有し、今日のグローバル化の中でまた同様に発展の課題に直面していること、中国・アフリカ関係は、開発途上国間の相互支援であり南南協力の重要な構成要素であること、中国とアフリカ双方および開発途上国全体としての利益、世界全体の平和、安定および発展に資するもの、等の点を強調している(例えば、2006年11月、中国・アフリカ協力フォーラム開催に際しての劉建超外交部報道官の記者会見における発言)。そして、発展の基礎となる紛争予防と紛争解決の分野で支援すべきこと、発展モデルの選択に際してアフリカ諸国の自主性を尊重すべきこと、各ドナー国が対アフリカ支援のコミットメントを実現すること、および南南協力を強化することを強調している(2007年6月、2007年G8アウトリーチセッションの議題に関する中国政府ポジションペーパー)。

(b) 2006年11月に開催された「中国・アフリカ協力フォーラム北京サミット」では胡錦濤国家主席が以下8項目を発表した:①対アフリカ援助を2009年までに2006年の2倍にする、②今後3年間アフリカ諸国向けに30億米ドルの優遇借款および20億米ドルの輸出信用を提供する、③中国企業の対アフリカ投資を奨励および支持するために中国・アフリカ開発基金を設立し、基金総額は段階的に50億ドルまで増やす、④

アフリカ諸国の共同発展および一体化のプロセスを支持するため、AU会議センターの建設を支援する、⑤中国と外交関係を有する全ての重債務貧国およびLDCの2005年末までの無利子政府貸付で生じた債務を免除する、⑥中国と外交関係を有するLDCからの輸入品に対する無税措置の対象品目を190から440に増やし、中国市場をアフリカに対し一層開放する、⑦今後3年間で3～5の域外経済・貿易協力地域をアフリカ諸国内に設立する、⑧今後3年間で、15,000人の専門家を育成訓練し、農業、医療、教育等の分野で協力する。これらは中国の対アフリカ協力の柱とされており、2007年2月にザンビア・中国経済貿易協力区の設立、6月に中国アフリカ発展基金が設立される等、一部具体化が進んでいる。なお、対アフリカ援助の倍増表明については、基準となる額は明確にされていない。

(c) 2007年5月にはアフリカ開発銀行総会が上海で開催され、同行総会としてはアジアにおける初の開催となった。開会式には中国政府からは温家宝おん かほう総理、周小川しゅうしやうせん中国人民銀行総裁が出席し、中・アフリカ協力の実績の紹介の他、新たに100億元の債務免除を実施する旨述べた。また、政府援助と併せてビジネス面の協力

の重要性を強調し、特に公的インフラ、農業、医療、教育、貧困削減および環境保護案件の重要性を指摘した。また、援助案件の実施に際しては国際ルールが遵守されるべきであり、開かれ、公正で、合理的かつ透明な手法で行われるべきである旨述べた。

(2) 実施体制

(イ) 2006年11月に国务院(内閣に相当)が発出した商務部の主要職責に関する通知(国発【2003】8号)の2.(11)に「我が国の対外援助工作、対外援助政策および方策を作成、実行、関連協定への署名および実行、対外援助プロジェクトの執行状況の監督検査、対外援助資金、対外援助優遇借款、対外援助専用基金等の我が国の対外援助資金の管理、対外援助方式の改革の推進を担当すること」規定されている。商務部内では対外援助司(司は日本の中央官庁における局に相当)が主管部門。

(ロ) 組織概要

- 中国商務部対外援助司：

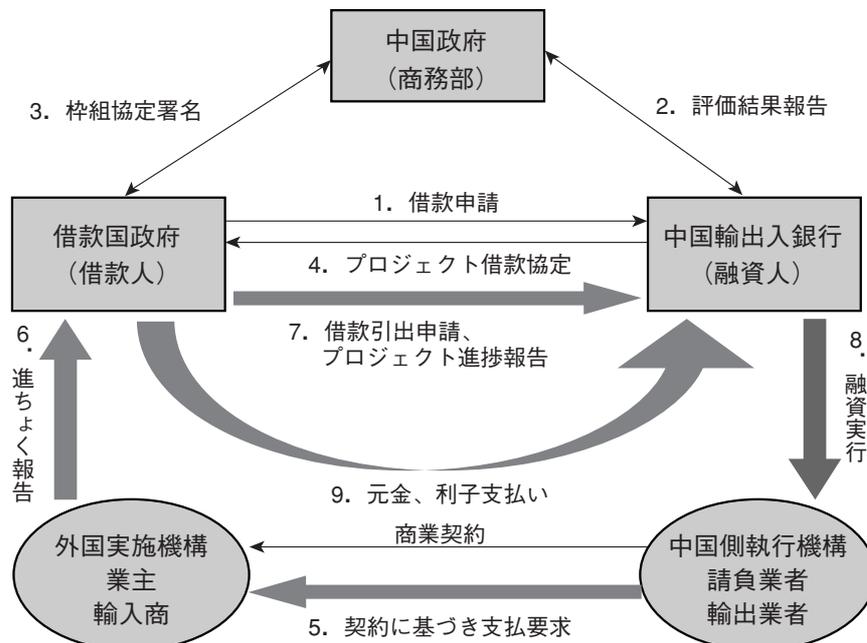
<http://yws.mofcom.gov.cn>

所在地 北京市東城区東安門大街82号(商務部東華門弁公区)

電話 +86-10-8522-6638 (対外援助司弁公室)

相關關係図

対外援助優遇借款のフォローチャート (中国輸出入銀行ホームページより)



14 インド

(1) 援助政策等

(イ) 基本政策

インドは、開発援助を外交関係強化において主要な役割を果たすものとして位置付けており、2007年度の修正予算では、170.4億ルピー(約430億円)が他国への技術・経済協力並びに外国政府への資金協力として計上され、うち、165.6億ルピーが無償資金協力、4.8億ルピーが有償資金協力となっている。援助国・地域の選定にあたっては、近隣諸国と南南協力の視点が重視されており、バングラデシュ、ブータン、ネパール、スリランカ、モルディブ、ミャンマーなど近隣諸国に対して援助額の約56%が供与され、その他の約44%はアフリカ諸国、中央アジア諸国、東南アジア諸国、ラテンアメリカ諸国、東欧諸国などほぼ全ての開発途上国・地域を対象に供与されている。最大の援助対象国はブータンであり、2007年度には全援助資金の43%を占める73.1億ルピー(うち、68.3億ルピーが無償資金協力、4.8億ルピーが有償資金協力)が対ブータンに援助に支出され、インドはブータンにとって最大の二国間援助供与国となっている。

(ロ) 開発援助内容

(a) 技術協力

- 全世界156の開発途上国とパートナー関係を結び、年間約4,700人の研修生(政府関係者並びに一般市民)を国内に無償で受け入れ、農村開発、専門分野、IT・通信、技術コース、マネジメント、政府対象コースの各分野に関し研修を行っている。研修受け入れ機関となっているのは中央政府や州政府、民間の教育・研究機関並びに民間企業など43機関である。
- コモンウェルス諸国向けの中小企業経営開発コース、ベンガル湾多分野技術・経済協力イニシアティブ(BIMSTEC)並びにメコン・ガンガ協定(MGC)向けの特別コース、太平洋諸島向けの中小企業に関する特別コース、スーダン国ナイル上流地域からの代表団向

けの他、

- 軍関係者研修(年間572人の受け入れ)も実施している
- インド人専門家の国外派遣も実施しており、2007年度には、情報技術、酪農、都市計画、防衛、漁業、農業、法律、通信の分野において、49人のインド人専門家を開発途上国に派遣した。

(b) 主な開発プロジェクト

2006年度の実施は以下のとおり、

- ブータンにおける水力発電所の建設
- ネパールにおける医療施設・教育施設の建設
- スリランカにおける小規模開発プロジェクト
- モルディブ国における「India-Maldives Friendship Faculty of Hospitality and Tourism studies」の建設
- ジンバブエ国における中小企業部門開発プロジェクト
- カンボジア国におけるアンコールワット遺跡(Ta Phrom Temple)の修復プロジェクト
- ラオス国における情報技術分野の多角的開発プロジェクト

(c) 開発調査

フィージビリティ・スタディーなどの開発調査を実施。

(d) 緊急援助

2005年度には、北朝鮮、ツバル、ジャマイカ、ドミニカ共和国、フィリピン、キルギス、セントビンセント・グレナディーン諸島、ボスニア・ヘルツェゴビナ、グアテマラ、ハイチ、タジキスタンに対し、医療品、医療機器、米、その他の救援物資を提供した。また、2005年10月のカシミール地震に対し、パキスタンへ2,500万ドルの復興支援を表明した。

(2) 援助実施体制等

インドは独立後、外務省を通じて開発途上国からの研修員の受け入れなどを行ってきたが、1964年9

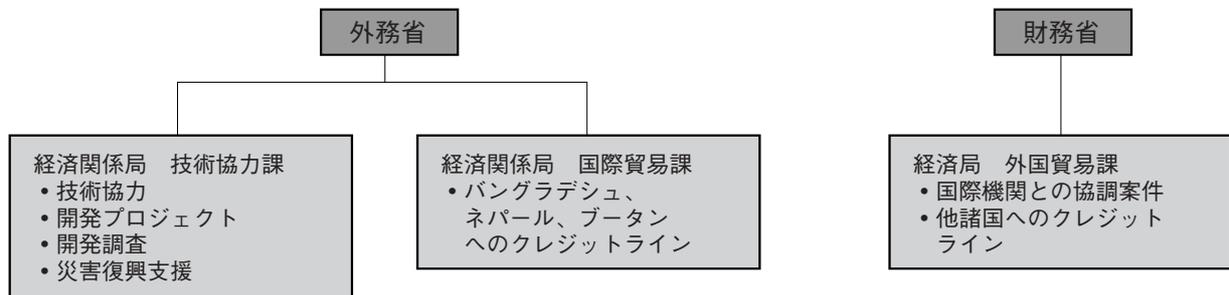
月に外務省内に援助の中心的な実施機関であるに技術協力課が設置され、本格的な技術協力活動が開始された。対外援助を担当する主な機関として、財務省経済局外国貿易課(UNDP等と協調した技術支援およびインド輸出入銀行による対外輸出信用供与(クレジットライン))や、海外居住インド人担当省が掲げられる。うち、クレジットラインについては、バングラデシュ、ネパール、ブータンに対しては戦略的な援助という観点から外務省国際貿易課が担当し、それ以外のアジア・アフリカ諸国へのクレジットラインは財務省上記部局が中心となって商業省とともに実施している。同ラインはプロジェクトごとの供与であり、グラントエレメントが25%以上かどうかはケース

バイケースで決定される。一方、対重債務貧困国ではグラントエレメントが50%を超えることもある。供与分野はインフラ、電力、IT、農業が中心であり、融資の85%はインドからの調達、15%はローカル調達とされている。

(3) 今後の方向性

2007年度予算発表時に、総額10億ドルにもものぼるインドの対外援助を統一的に扱う援助専門機関として、インド国際開発協力機関(IIDCA: India International Development Cooperation Agency)の設置が提案され、外務省が中心となってそのコンセプトをまとめているところである。

援助実施体制図



インド政府による第三国支援:インド外務省

(Ministry of External Affairs, Technical & Economic Cooperation with Other Countries and Advances to Foreign Governments)

(単位:千万ルピー)

	援助形態	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度
バングラデシュ	グラント	4	2.5	2	3.3	51	20	60	16
	ローン	57.42	40	20	18.87	1	0.01	0	0
	総額	61.42	42.5	22	22.17	52	20.01	60	16
ブータン	グラント	495	567.05	696	768.65	852.71	564.31	683	818.4
	ローン	160	214.4	304	280	278.4	35.2	48	134.6
	総額	655	781.45	1000	1048.65	1131.11	599.51	731	953
ネパール	グラント	60.25	78.99	60	66.17	66	210	100	140
	ローン	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0	0	0
	総額	60.26	79	60.01	66.18	66.01	210	100	140
スリランカ	グラント	17.25	5	15	15.3	25	28.02	28	34
	ローン								
	総額	17.25	5	15	15.3	25	28.02	28	34
モルディブ	グラント	8.8	5	3	3.2	13.2	6	19.5	17.77
	ローン	0	0	0	0	0	0	0	0
	総額	8.8	5	3	3.2	13.2	6	19.5	17.77
ミャンマー	グラント	16.78	5.5	4	6.21	22	44.57	20	56
	ローン	0	0	0	0	0	0	0	0
	総額	16.78	5.5	4	6.21	22	44.57	20	56
その他の開発途上国	グラント	114.94	252.71	172.05	348.22	494.83	591.63	240.08	241.57
	ローン	0	0	0	0	0	0	0	0
	総額	114.94	252.71	172.05	348.22	494.83	591.63	240.08	241.57
アフリカ諸国	グラント	7.7	8	71.62	106.84	60.98	20	50	80
	ローン	0	0	0	0	0	0	0	0
	総額	7.7	8	71.62	106.84	60.98	20	50	80
中央アジア諸国	グラント	5	4	5.29	8.5	9	17	20	28
	ローン	0	0	0	0	0	0	0	0
	総額	5	4	5.29	8.5	9	17	20	28
ラテンアメリカ諸国	グラント	—	—	—	—	—	—	1.53	4.2
	ローン	—	—	—	—	—	—	0	0
	総額	—	—	—	—	—	—	1.53	4.2
アフガニスタン	グラント	—	—	—	—	—	—	434	445
	ローン	—	—	—	—	—	—	0	0
	総額	—	—	—	—	—	—	434	445
総額	グラント	729.72	928.75	1028.96	1326.39	1594.72	1501.53	1656.11	1880.94
	ローン	217.43	254.41	324.01	298.88	279.41	35.21	48	134.6
	総額	947.15	1183.16	1352.97	1625.27	1874.13	1536.74	1704.11	2015.54

出典:GOI, *Expenditure Budget*, various Years

(注)2001年度から2007年度までは修正見積予算額、2008年度は予算額

15 サウジアラビア

(1) 援助政策等

サウジアラビアは、マッカとマディーナのイスラム教二大聖地を擁するアラブ・イスラム諸国の盟主として、また、世界最大の産油国の立場を活かして、アラブ・イスラム国のみならず、広くアジア、アフリカ諸国に援助を実施している。

援助政策は、貧困削減等の人道的支援を目的とするものと、対パレスチナ、レバノン、イエメン、イラク支援のように、地域の安定維持という戦略的目的を持って機動的に実施されるものがある。後者の例として、サウジアラビアは2007年に、パレスチナ支援プレッジング会合で5億ドルの拠出表明、レバノン復興支援「パリ3」会合での10億ドル支援表明、2006年には「イエメン支援会合」での10億ドル支援表明を行った。

援助額の推移を見ると、1980年代には原油価格の低迷から援助規模が縮小したが、2002年以後、原油価格の高騰を背景に再びその規模を拡大している。DAC議長報告によれば、政府開発援助実績は、1995年から2001年にかけて年1億8,500万ドルから4億9,000万ドルで推移していたが、2002年には24億7,800万ドル、2003年には23億9,100万ドル、2004年には17億3,400万ドルへと増加している。

これらの政府開発援助は、ソフトローン、債務免除、無償資金協力として行われ、二国間の他、イスラム開発銀行やOPEC国際開発基金、アラブ経済社会開発基金、アフリカ開発基金といった各種国際機関や国際基金を通じても実施されている（例えば、2007年10月にイスラム開発銀行が創設した「貧困対策基金（資金総額100億ドル）」に10億ドルの資金を拠出）。

有償資金協力の対象分野は、開発途上国の持続可能な経済社会的発展を可能にするものとして、交通インフラ（道路、鉄道、港湾、空港）、通信、農業、エネルギー、社会インフラ（上下水道、教育、保健・衛生、住宅、都市開発、多目的ダム）、産業・鉱業支援となっている。

また、政府以外の主体による援助活動も積極的に行われており、「赤新月社」による緊急人道支援活動や、サウジ国民による外国での被災民救済目的等での義捐金活動が実施されている。後者の例としては、「津波人道キャンペーン」、「パキスタン地震被害者救済」、「バングラデシュ洪水被害者救済」「レバノン国民救済サウジ民間キャンペーン」等が実施されている。

(2) 実施体制

サウジアラビアの政府開発援助対象は、主に同国の主要な援助機関である1975年設立のサウジ開発基金を通じて行われる。

サウジアラビア開発基金は、政府から出資を受けているものの、独立した会計を持ち、財務大臣を理事長とする理事会にて運営方針が決定され、有償資金協力等を行う。1975年以降2006年までにアフリカ41か国、アジア25か国等の計71か国401プロジェクトを対象とした有償資金協力を実施しており、近年はアフリカ重視の傾向にある。

有償資金協力の条件は次のとおり。

- (イ) 各プロジェクトが経済的社会的に実施実現性のあること
- (ロ) 資金はサウジリヤル立てで貸与され、返還されること
- (ハ) 各プロジェクトの援助総額が基金総額の5%以内であること。
- (ニ) 援助額が各プロジェクト総額の50%以内の範囲であること（よって、プロジェクトによっては他機関との協調支援となる）。
- (ホ) 1国あたりの援助総額が基金総額の10%以内であること。

なお、同基金は、本来ソフトローン貸付を行う機関であるが、政府（財務省）出資の無償資金協力のチャネルの役割を果たすことがある。

サウジアラビア開発基金ホームページ：

<http://www.sfd.gov.sa/>

援助実施体制図



16 韓国

(1) 援助政策等

(イ) 2007年韓国の政府開発援助現況

韓国の2007年度の政府開発援助規模は6.7億ドル(暫定)であり、GNI比率0.07であった。具体的には二国間援助が4億6,209万ドルで全体の68.8%、国際機関を通じた多国間援助が2億967万ドルで31.1%を占めた。二国間援助のうち無償援助が3億2,990万ドル(71.4%)、有償援助が1億3,219万ドル(28.6%)をそれぞれ記録した。

2007年 韓国の政府開発援助現況

(単位:百万ドル、純支出基準)

	2006年度	2007年(暫定)
政府開発援助総額	455.25	671.76
二国間援助	376.06	462.09
無償援助	258.95	329.90
有償援助(EDCF)	117.11	132.19
多国間援助	79.19	209.67
政府開発援助/GNI	0.05%	0.07%

(ロ) 主要分野別成果

2007年韓国政府は、外交通商部多者外交室所属で無償援助の執行と管理を担当する開発協力政策官室(開発政策課、開発協力課、人道支援課)を新設(注:2009年2月に組織改変が行われ、開発協力局となっている。)し、開発援助の強化を図っている。また、体系的で一貫した援助政策の推進基盤の整備および安定的で透明な政府開発援助財源の確保のための「対外援助基本法」制定を推進している。

また、韓国政府は2007年7月に、国務総理主催で開催した、第2回国際開発協力委員会において、先進ドナー国グループであるOECD-DACへの2010年加盟の推進を確定した。現在、DAC加盟作業チームを構成し、加盟に必要な手続きを進めており、2008年3月から9月までDACが主管する特別援助審査(Special Peer Review)を受けた後、2009年上半期中に公式加盟申請書を提出し、2010年5月に加盟国が満場一致で賛成する場合、韓国の加盟が確定する予定である。

2007年3月には、政府開発援助国際コンファレンスがソウルで開催され、ジェフリー・サックス国連

ミレニアム開発目標(MDGs)特別補佐官など、国内外の政府開発援助関係者が出席した。韓国の政府開発援助に対する対内外の理解を促進させるために、2007年10月1日には政府開発援助・Koreaのホームページサービスを開始した。韓国語と英語で開設された政府開発援助・Koreaホームページは、国際社会に対する韓国の寄与の現状を紹介するとともに、韓国の開発援助に対する積極的な参加を導いている。

また政府は、多様な援助ドナー国と、機関間の効率的な協議推進を図るため、2007年9月に非DAC/非OECDドナーに関する会合をOECDと共同で開催し、2007年12月にはUNDP、世界銀行、アジア開発銀行などの多国間機関に対する先進ドナー国との共同パフォーマンス評価システムである、「多国間機関パフォーマンス評価ネットワーク(MOPAN)」にオブザーバーとして参加した。

2007年9月には、開発途上国の疾病と貧困撲滅のための開発財源拡大の一環として、「国際貧困退治寄与金」制度を導入した。これは、国際線の航空券に、1,000ウォンの連帯税を賦課し、集めた連帯税をアフリカの疾病撲滅に支援するためのものであるが、これは、フランス、チリなど全世界31か国が既に実施しているか、あるいは導入予定である「航空券連帯税」制度であり、アジア圏では最初の事例であり、韓国政府は開発財源確保に積極的に努力している。

さらに韓国政府は、2007年3月から9月まで、「革新的資金メカニズムに関するリーディンググループ」の議長国を務め、9月にはソウルで第3回開発金のための連帯税に関するリーディンググループ総会を開催した。これは、リーディンググループが、革新的開発資源に対する議論を主導し広めるため、2006年3月に創設されたものであり、現在韓国をはじめとする全世界53か国が参加している。

韓国政府の無償援助執行機関であるKOICAは、韓国と政治・経済的に緊密なアジア地域に対する重点援助基調を維持しながら、最貧地域であるアフリカに対する支援を大幅に拡大し、2006

会議	日時	主催	主要決定事項
第1回	2006年3月2日	国務総理	<ul style="list-style-type: none"> 2006年度国際開発協力推進計画確定 海外災難緊急救護システム構築
第2回	2007年7月20日	国務総理	<ul style="list-style-type: none"> 政府開発援助中期(2008年～10年間)戦略樹立 OECD開発援助委員会加盟計画樹立
第3回	2008年1月8日	国務総理	<ul style="list-style-type: none"> 政府開発援助中期国別支援戦略樹立 「アンタイド化推進計画」「開発経験共有活性化基本計画」など議論

年発表したアフリカ開発イニシアティブを確実に履行している。

2007年度無償援助額の49%は、イラク、スリランカ、ベトナム、インドネシア、ペルー、カンボジア、ラオス、モンゴル、フィリピンなどの10か国に集中され、2006年に40か国の一般協力対象国、19か国の重点協力対象国といった59か国の無償援助協力対象国を選定したことに続き、2007年11月には、19か国の無償援助重点協力対象国に対する開発途上国の開発需要と、韓国の比較優位分野をベースにした国別支援戦略を樹立した。

政府は2007年3月、「海外緊急災害援助に関する法律」を制定し、海外で大規模災害が発生した際、迅速で効率的な緊急援助が行える法的基盤を整えた。2007年に自然災害などによる被害国28か国に対し、500万ドル以上の緊急援助を行い、国連中央緊急対応基金(CERF)にアジア地域の主要ドナー国として参加し、2007年7月には、国別人道的支援問題を議論する協議体である、人道的支援連絡グループ(HLWG)に加盟した。

(2) 実施体制

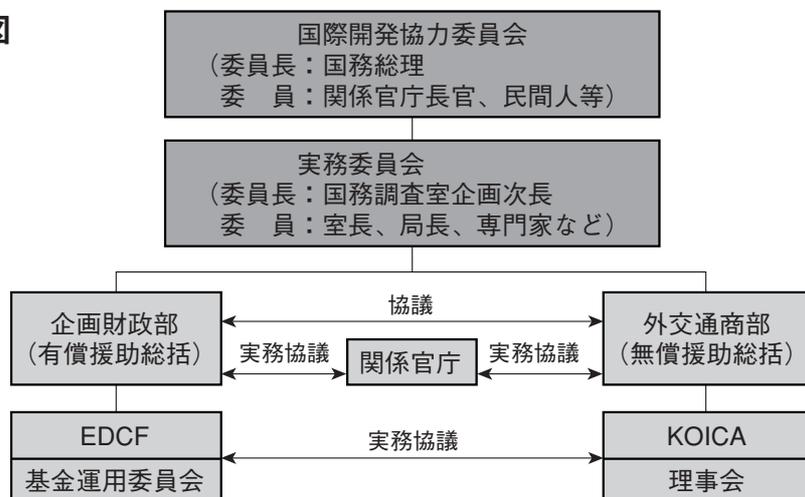
韓国政府は、2008年度の外交目標の一つとして、「世界に寄与し、信頼を受ける外交」を設定し、目標実現のために、政府開発援助の量的・質的拡大を

推進している。韓国の政府開発援助運営体系は大きく二国間協力と多国間協力に分けられ、二国間協力は無償援助と有償援助に二元化している。無償援助に当たる無償資金協力と技術協力は、外交通商部の監督の下に、援助執行機関である韓国国際協力団(KOICA)が執行し、有償援助は企画財政部監督の管理監督の下、韓国輸出入銀行が実務を担当し、対外経済協力基金(EDCF)が執行しているが、技術協力事業はそれ以外の他の政府省庁および機関でも一部負担、実施している。

外交通商部ではホームページを通じ(www.odakorea.go.kr)、韓国の無償援助政策方向を提示しており、無償援助執行機関であるKOICAではホームページを通じ(www.koica.go.kr)、韓国の無償援助が実質的にどのようになされているのかを紹介している。

分権化された援助体系を改善し、省庁間協議の機能を強化するため、2005年11月に策定された対外援助改善総合対策に従い、2006年1月、国務総理を委員長とした国際開発協力委員会を設立した。国際開発協力委員会は、国務総理を委員長に、国務調整室長を幹事委員とし、15省庁の長とKOICA総裁、韓国輸出入銀行の長、民間委員6人の25人の委員で構成されており、その任期は3年である。

援助実施体制図



17 ロシア

(1) 援助政策等

ソ連時代から特にアフリカ諸国との関係構築のために資金援助等の支援を実施していたが、ソ連邦崩壊を機に一時停止された。ロシア連邦となつてからの援助の規模は極めて小さいものであったが、2000年代に入ると国内の好調な経済情勢を背景に国際的な役割の強化についての関心が徐々に高まり、2003～2005年には5,000万～6,000万ドルであった開発援助額が、2007～2008年には2億1,000万～2億2,000万ドルに達するまで増加した。この急増の背景には、2006年にロシアがG8議長国となったことが要因の一つと考えられ、国内においても国際援助に係る本格的な議論が開始された。

そうした中で、ロシア財務省、外務省が中心となって取りまとめられた開発援助の基本戦略文書(開発援助コンセプトペーパー)は、2007年6月25日にプーチン大統領(当時)が承認し、正式な開発援助戦略として示されるに至った。今後、ロシア政府は向こう数年のうちに政府開発援助を年間4億～5億ドルまで引き上げる予定であり、コンセプトペーパーにおいて長期的にGDP比0.7%を目指すとして明記されている。

2008年12月にパンキン財務次官は、2011年までに途上国支援額を倍増させ、年4億～5億ドルを割り当てると発表した。同次官は、この支援はロシアが担う責務を果たすために使うもので、ロシア政府の財政事情にも大きな影響を及ぼすものではない、としている。さらに、途上国支援は、ロシアがG8の一員として、世界の金融システムや安全保障システムの討議において積極的な発言を確保するために極めて重要としている。

このような国際社会での役割を重視するとともに、開発援助を積極的に実施するという方針の一環として、ロシアはOECDへの加盟を申請しており、OECD開発援助委員会にもオブザーバーとして積極的に参加し、OECD加盟国の知識・経験から学ぶ等の対話を進めたいとしている(なお、2008年にOECDでは、DAC諸国とNon-DACの新興ドナーの連携強化のためワーキンググループが組織されており、日本(DAC代表)とロシア(Non-DAC代表)が共同議長

に就任している)。

現在の援助は最貧国に対する債務削減によるものが大部分を占めるが、他は感染症対策等特定課題に対する国際機関への拠出を通して実施されている。また、ロシア政府は、世銀と信託基金を設置し、マラリア対策、エネルギーアクセス向上、教育の質の向上などの分野の協力をアフリカや中央アジア等において共同で実施している。このほか、ユーラシア経済共同体や上海協力機構の枠組みを活用した支援にも取り組むものと見られている。

今後、二国間援助のメカニズムを構築し開発援助の本格的な実施を目指す中で、支援実施のための基本条件、地域ごとの優先課題、優先分野は以下のとおりである。

(イ) 支援実施のための基本条件

国連国連ミレニアム開発目標、ロシア連邦外交コンセプト、ロシア連邦国家安全保障コンセプトに合致していること。また、被援助国の開発ニーズと整合性を有すること。

[優先対象地域]

CISについては旧・ソ連邦の連邦構成共和国であったこともあり、政治・経済的な関係・影響力強化の観点から特に重視している。また、アジア・太平洋については、アジア・太平洋地域の統合に向けた枠組みへの参加を積極的に進め、最貧国への支援供与をはじめ、あらゆる分野でアジア諸国とのパートナー関係を発展させるとしている。

(ロ) 優先分野

エネルギー安全保障、感染症対策、教育システム人材開発の3つが中心(その他、テロ対策、環境保全(気候変動)、自然災害対策など)

(2) 実施体制

開発援助に関する決定は、財務省および外務省の提言に基づき、関係する行政権力機関の協力のもと、政府(首相府)によって採択される。財務省は国際機関との協調をより重視する立場であり、外務省は二国間支援を所掌し、ドナーとの協調よりもロシ

ア独自の路線を重視する。開発援助は、これまで、各関係連邦行政機関が実施してきたが、これまでの債務救済一辺倒の援助から脱却し、開発援助の世界において台頭するためには、二国間援助の実施機関の創設が必要であると認識している。

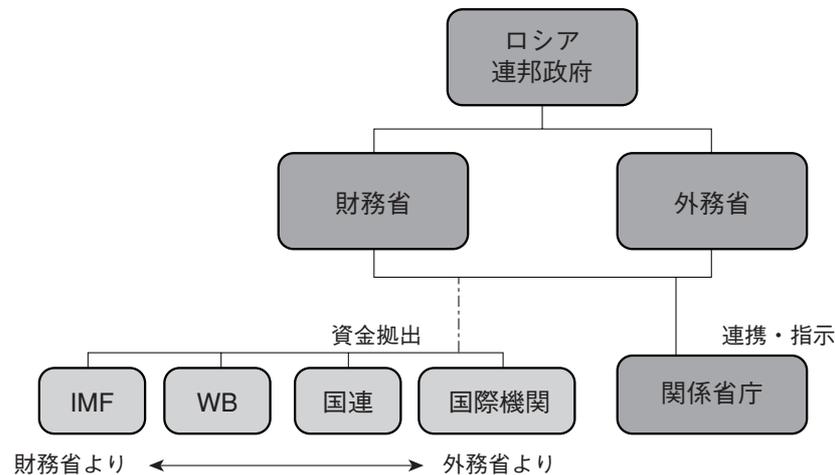
そうした中で、開発援助の戦略、政策、メカニズム、実施体制の整備を世銀、国連等の支援により進める一方、2008年に統括的な組織として連邦CIS・在外同胞・国際人道協力局を設置し、長官を任命し

た。業務内容は、二国間援助に加えて、文化交流、ロシア語教育・留学支援、在外ロシア人支援などとされるが、組織規定が整備された段階で、未だ業務は開始されていない。

【参考：ホームページ】

- ロシア財務省：<http://www.minfin.ru>
- ロシア外務省：<http://www.ln.mid.ru>

援助実施体制図



18 EU(欧州連合)

(1) 援助政策等

(イ) 総論

EU^(注1)の開発政策は、EC^(注2)とEU加盟国との間の開発政策に関する共通ビジョンである「開発に関する欧州のコンセンサス」(The European Consensus on Development)^(注3)に基づくものであり、ECとEU加盟国間との援助政策の一貫性を確保し、援助効果を挙げていくことを強調している。上記「コンセンサス」においては、MDGsの追求とともに、持続可能な開発という文脈における貧困の根絶、つまり、良い統治、人権、さらには政治・経済・社会・環境の側面を含む持続可能な開発をその主たる政策目標に据えている。その上で、オーナーシップおよびパートナーシップ、政治的対話、市民社会の参加、ジェンダー平等推進、国家の脆弱性への配慮を共通原則とした。上記「コンセンサス」をベースに、加盟国と欧州委員会がより連携して、EUとして加盟国も拘束する形でより効果的な開発政策を実現すべく努力している。中でも①貿易と地域統合、②環境と持続可能な自然資源の管理、③インフラおよび通信・交通、④水とエネルギー、⑤地域開発、土地計画、農業および食糧確保、⑥統治、民主化、人権、経済および制度改革の支持、⑦脆弱国家の紛争防止等の危機管理、⑧人間開発、⑨社会的平等および雇用—の9分野を重視している。

(a) 援助規模

EUの政府開発援助総額(支出純額ベース)は2007年で、DAC加盟のEU加盟国全体(15か国)で615.40億ドルとなり、DAC加盟国の政府開発援助総額全体の半分以上を占め、世界最大のドナーである。また、ECによる政府開

発援助総額も117.74億ドルで、米国、英国、フランス、ドイツに次ぐ規模である(DAC統計ベース)。またEC一般予算とは別途、アフリカ、カリブ、太平洋(ACP)諸国に対する援助としてEU加盟国が拠出する欧州開発基金(European Development Fund)(下記(b)①参照)による援助を行っている。

EUは援助の質・効率向上を根拠に、ドナーの援助活動政策・手続きの調和化・協調、および援助のアンタイド化を提唱している。また、パートナーシップと援助受益国のオーナーシップを重視し、長期的にセクター全般にインパクトを与えるとの観点から、受益国政府主導のセクター政策・支出プログラムを支援し、その一環として財政支援(budget support)を行っている。プロジェクト支援、セクター政策・支出プログラム支援、財政支援のいずれの形態による支援を行うかについては、被援助各国の政治・経済・社会状況に応じて使い分けしている。第10次欧州開発基金(EDF)においては、その44%が財政支援に振り向けられている。

EUは、MDGs等で掲げられている政府開発援助の対GNI比0.7%目標の2015年までの達成にコミットし、EU自身の中間的目標を設定する等して積極的な対応をとっている。また、2010年までに、EU全体が0.56%を達成し、2015年までには、0.7%達成を目指している。援助経験の少ないEU新規加盟国については、2010年までに0.17%を目指し、2015年までに0.33%の達成を目標としている。また、増額により割り当てられる対象先の少なくとも半分はアフリカ向けとしている。

注1：EUは、1993年11月に発効した「欧州連合に関する条約(通称マーストリヒト条約)」に基づき設立。EUは、ECを基礎としつつ、より広範な政治分野を担い、各国がECに主権の一部を委譲する共同事項(主として経済・通貨分野)と政府間で共同の立場、行動を決定する共同外交、安全保障政策、警察刑事協力の本三本柱から成り立っている。

注2：欧州石炭鉄鋼共同体(1952年設立)、欧州経済共同体(EEC)、欧州原子力共同体(共に1958年設立)を総称し、欧州共同体(EC:単数形)という通称が用いられていたが、1991年にEECがEC(単数形)に名称変更されたため、以来、3共同体の総称は欧州共同体(複数形)と通称されている。なお、欧州石炭鉄鋼共同体が2002年にその役割を終えたため、現在欧州共同体(複数形)と呼ぶ場合は、EC(単数形)と欧州原子力共同体の総称を意味する。

注3：2005年11月のEU理事会における決定を受け、同年12月に、当時EU議長国のブレア英国首相、ハローズ欧州委員長、ポレル欧州議会議長が署名する形で開発に関する新方針(「開発に関する欧州のコンセンサス」(The European Consensus on Development)が出された。2007年には、EUの開発政策の規範となる“EU Code of Conduct on complementarity and division of labour”を発出。

(b) 各地域への援助

① アフリカ・カリブ・太平洋州(ACP)諸国(79か国)

伝統的に加盟国の旧植民地諸国に対する援助を重視するEUは、コトヌ協定^(注4)に基づき、同協定が対象としている2000年～2020年の開発戦略においては、貧困削減に一層の焦点を当てること、新たな貿易の枠組みの形成、および財政的協力の改革を柱に据えている。2005年2月には、5年ごとに行う改正交渉が終了し、開発の側面ではMDGsに言及する等の修正が行われた(同年6月署名)。修正部分については、移行措置により、批准手続きに先んじて適用されている。

同協定の下で設置された第9次欧州開発基金(EDF、EC一般予算とは別途EU加盟国が拠出、対象期間は2000年～2007年)については、長期開発のための無償資金援助と投資手段(Investment Facility: 欧州投資銀行が管理する民間部門に対する投資・貸付け)という2つの手段を通じて援助が行われている。また、2005年末には、2008年～2013年を対象期間となる第10次欧州開発基金として、227億ユーロの拠出が合意された。2006年については、EDFを使用して、28.2億ユーロがACP諸国に拠出された。また、欧州委員会は、2004年にアフリカの平和構築のためにアフリカ平和基金(Africa Peace Facility)を創設し、同基金を通じた平和維持活動への支援は重点事項となっている。

欧州委員会開発総局は昨年11月、ACP諸国への気候変動による将来の影響を軽減する新しい基金を設置。2,450万ユーロを「グローバル・インデックス・インシユアランス・ファシリティー」に供出することとした。EUは、成長とガバナンスに焦点を当て、MDGs達成に向けた社会インフラ(教育、健康、環境等)支援、交通・通信・エネルギー等経済インフラ支援、食糧支援等を重点分野としている。

また、貿易については、ACP地域の経済統

合と貿易を通じた開発を促進するため、WTO協定と整合する新たな経済パートナーシップ協定(EPA)交渉が2002年9月に交渉が開始された。

② アジア

EUによる対アジア支援においては、民主化、人権、グッドガバナンス、法の支配等の整備を重視しており、中国、インド、ASEAN等との間に政治・経済・文化面における包括的パートナーシップ関係を戦略的に構築していくとしている。2005年の援助額(約束額ベース)は、8億5,300万ユーロである。教育や健康等の社会インフラに対する支援が中心である。アフガニスタン支援については、健康、インフラ、農村部開発、選挙活動支援等を含む行政改革支援を重点分野としている。なお、ECは、2005年には、2004年12月のスマトラ沖大津波、2005年10月のパキスタン等大地震、鳥インフルエンザ問題等への対処のため、関係ドナー国との協力関係強化に努めた。

③ ラテン・アメリカ

2005年の援助額(約束額ベース)は、3億5,600万ユーロである。民主化強化のための支援、国家および人権の近代化、社会開発、貿易関連、経済統合の促進といった分野を重視しており、ボリビア、メキシコ、ニカラグア、ヴェネズエラにおいては、EU選挙監視団が派遣された。

④ 地中海諸国

1995年に打ち上げられた欧州—地中海パートナーシップ(Euro-Mediterranean Partnership)の下でのMEDAプログラムを中心に援助が行われている。2006年の援助額(約束額ベース)は、約11億7,800万ユーロである。同地域の経済統合、インフラ開発、移民政策支援、教育分野への支援等を重視している。

⑤ 西バルカン・東欧・中央アジア

西バルカンについては、1999年に始まった安

注4： ACP諸国に対する援助の基本的枠組であり、EUと77のACP諸国(現在79か国)との間で署名されたコトヌ協定は、1975年以来EUとACP諸国間の協力を規定してきたロメ協定の後継として、両者間の協力、貿易および政治的対話の枠組みを規定している。同協定は、2000～2020年を対象とし、開発戦略においては、貧困削減に一層の焦点を当てること、新たな貿易の枠組みの形成、および財政的協力の改革を柱に据えている。

定化・連合プロセス(SAP)の下での支援が継続されている。2006年の援助額(約束額ベース)は5億2,400万ユーロである。

東欧・中央アジア地域については、欧州委員会は、同地域への技術支援スキームであるTACISに基づき、特に交通、エネルギー、国境措置支援、持続可能な資源管理、水関連事業支援等への支援を重視している。また、ウクライナ、モルドバ等に対しては、競争、銀行システム、会計面等を国際基準に合わせていくための支援も行っている。2005年の同地域への援助額(約束額ベース)は、5億2,800万ユーロである。

また、EU加盟候補国に対する援助は、加盟のために必要な組織構築や基礎インフラ整備への支援(PHARE)、運輸および環境分野での支援(ISPA)および農業および農村開発分野への支援(SAPARD)の3つのプログラムからなる支援枠組みに基づき行われている。EU新規加盟国に対しても、加盟後3年間、引き続き同様の援助が行われている。

(ロ) 人道援助

人道援助はEC通常予算を主な財源として欧州委員会人道支援事務局(ECHO: European Commission's Humanitarian Aid Office)が実施している。2006年の人道援助額(実績額)は6億7,100万ユーロである。このうちACP諸国が最大の被援助国で、全体の48%に上る。さらに27%が東欧・NIS・中東・地中海地域、16%がアジアおよびラテンアメリカ諸国への人道援助となっている。スーダン(ダルフール)、レバノン、西岸・ガザへの緊急人道支援に総計1億4,000万ユーロを追加支出する等、当初予算4億9,600万ユーロを大幅に上回った。

(2) 実施体制

(イ) 欧州委員会

主にECの援助プログラムを運営・実施しているが、複数の総局が関与している。

(a) 政策レベル(政策的方向性および複数年計画を被援助国と交渉しながら策定)

① 開発総局

欧州委員会としての開発政策全般の企画立案を行っている。地域担当としては、対外関係総局と役割分担しており、コトヌ協定に責任を有し、ACP諸国約80か国との対外関係や経済協力を担当。

② 対外関係総局

NIS、地中海諸国、中東、ラテン・アメリカおよびほとんどのアジア諸国約80か国と経済協力を担当。

(b) 援助実施レベル: 欧州援助・協力事務局(AIDCO)

対外関係総局および開発総局から提出されるプロジェクトの特定・策定から、予算策定、プロジェクトの実施・モニタリング・事後評価に至る援助実施の一連の周期を一括して受け持つ。

(c) その他、人道援助を担当する欧州委員会人道支援事務局、EU加盟候補国および潜在的加盟候補国への支援を担当する拡大総局、第三国経済の監視やマクロ財政支援を担当する経済・金融総局等がある。

(d) ECでは対外援助運営に関する改革が進められており、その一環として、欧州援助・協力事務局は、援助運営の権限・責任を現場の欧州委員会代表部に委譲(devolution)することを進めてきた。

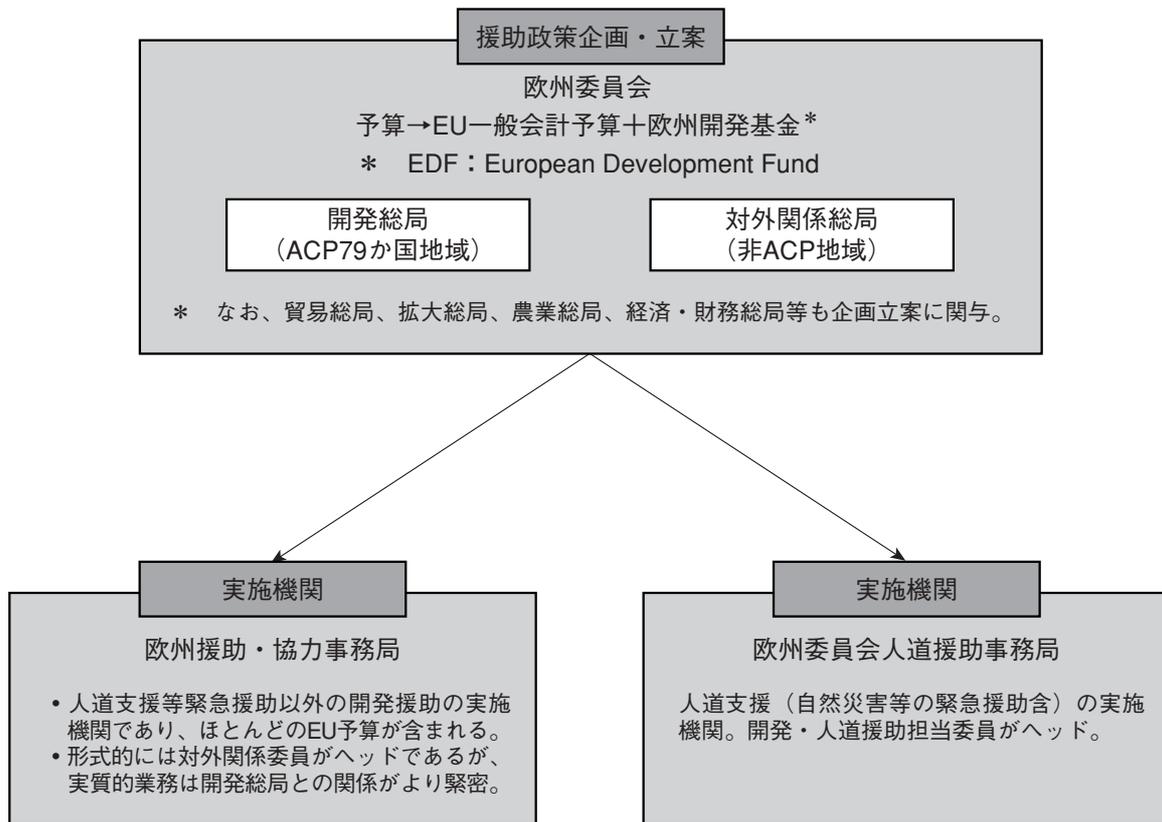
(ロ) 欧州投資銀行(EIB: European Investment Bank)

1958年、EC設立条約に基づき、その金融活動を通じて欧州の統合とECの後進地域の経済開発に資する投資を促進することを目的に設立された融資機関である。EUの開発援助・協力政策の一環として、加盟候補国、バルカン諸国、地中海諸国、ACP諸国、アジア諸国、ラテン・アメリカ諸国等EU域外への融資も行っている。

(ハ) NGOとの関係

EUは、上記「コンセンサス」において、開発政策の企画・実施に際する社会団体との関係強化にコミットしている。インターネットを利用したパブリックコンサルテーション等多くの関係NGOの意見聴取を重視し、透明性のある援助政策運用に利用している。

援助実施体制図



(1) 政府開発上位10か国

(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国名	2004年		順位	国名	2005年		順位	国名	2006年	
		援助計	シェア			援助計	シェア			援助計	シェア
1	セルビア・モンテネグロ	365.93	4.54	1	トルコ	391.98	4.51	1	トルコ	383.34	4.04
2	トルコ	303.05	3.76	2	モロッコ	293.09	3.37	2	モロッコ	338.70	3.57
3	コンゴ民主共和国	249.81	3.10	3	アフガニスタン	256.62	2.95	3	セルビア	334.49	3.53
4	モロッコ	219.92	2.73	4	コンゴ民主共和国	213.58	2.46	4	スーダン	299.41	3.16
5	アフガニスタン	212.00	2.63	5	スーダン	212.80	2.45	5	パレスチナ自治地域	257.92	2.72
6	パレスチナ自治地域	186.69	2.31	6	パレスチナ自治地域	206.71	2.38	6	エジプト	228.47	2.41
7	エジプト	183.90	2.28	7	インド	187.80	2.16	7	コンゴ民主共和国	222.22	2.34
8	タンザニア	161.89	2.01	8	エジプト	182.83	2.10	8	アフガニスタン	220.90	2.33
9	モザンビーク	151.10	1.87	9	南アフリカ	172.88	1.99	9	レバノン	211.43	2.23
10	南アフリカ	143.30	1.78	10	ボスニア・ヘルツェゴビナ	164.52	1.89	10	インド	209.74	2.21
10位の合計		2,177.59	26.99	10位の合計		2,282.81	26.28	10位の合計		2,706.62	28.52
二国間援助合計		8,067.91	100.00	二国間援助合計		8,686.53	100.00	二国間援助合計		9,489.05	100.00

* なお、EUの政府開発援助は欧州委員会 (EC:European Commission) により実施されている。